

規制改革推進に関する中間答申 関連資料集

内閣府 規制改革推進室
令和6年12月

I. 地方創生	P. 2 ~ 10
II. 賃金向上、人手不足対応	P.11 ~ 18
III. 投資大国	P.19 ~ 28
IV. 防災・減災	P.29 ~ 32

I-ア、IV-ウ。膨大な所有者不明土地等の有効活用（農地集約、工場建設等）

IV-イ。未登記建物の解消（がれき撤去等の迅速化）

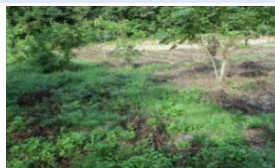
国土の1/4超※1に上る「所有者不明土地」を農地や工場建設などへ有効活用するため、所有者を迅速に明らかにする仕組みを創設し、所有者不明建物への拡張も検討。併せて、災害時の迅速な対応や平常時の取引の障害となる大量の未登記建物※2について実態調査の上、固定資産課税台帳等を利用した職権登記等を検討。※1 筆数ベース。面積では九州本島を上回る。※2 表題登記すらされていない建物

現状

○土地を活用する際の所有者の調査に数ヶ月以上の長期を要する（数年の事例も）。

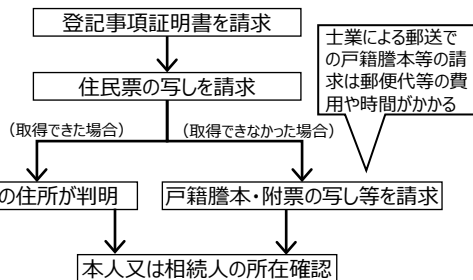
《例》

- ・堤防を建設しようとした際に所有者が1,000名超となり数年を要した（福島県）。
- ・東日本大震災の復興において、地方公共団体の依頼で事業用地取得のため、土業10名で半年以上かけ探索し、200筆の土地に相続人が約50名見つかった（宮城県）。
- ・農業法人の農地等取得に際して、相続人の所在不明により3年経過後も取得できていない（福島県）。



青森県五戸町（平成27年）

土業による所有者探索フロー一例



【出典】第2回地域産業活性化WG資料をもとに作成

○未登記建物は、昭和35年に登記義務化されている※1にもかかわらず、約1千万件存在すると見込まれ※2、災害時の解体・撤去※3や平時の活用に支障が出ている。

※1 不動産登記法第47条(建物の表題登記の申請)

※2 「平成30年住宅・土地統計調査」や「市区町村別登記数(平成31年3月末時点)」に基づき計算

※3 東日本大震災時、未登記建物の共有者が100名いる場合もあり、探索・同意には最大で2年かかった。

改革の方向性

○補助金等を受けて実施する事業など公益性がある事業について、法務局が所有者探索を実施（無償。通常1週間程度）。建物についても対象拡大を検討※。

- ①補助金等にて民間事業者が実施する事業（半導体の工場や都市施設（医療・社会福祉施設、教育文化施設等）の建設等）
- ②公益社団や特定非営利活動法人等が実施する公益事業
- ③耕作放棄地活用、農林水産業のための事業、農地集約等農業の生産性向上に資する事業

※長期相続登記等未了土地解消事業（現在は公共事業等に限定。所有者不明土地特措法第44条）を抜本的に見直し。

【令和6年度措置】

○純粋な民間事業であっても、土業※1が戸籍証明書等をオンラインで請求できる仕組みを創設（所有者不明建物も含む）※2。

※1 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、弁理士、社会保険労務士、税理士、海事代理士

※2 本人等（配偶者、直系尊属、直系卑属も可）については現在、広域交付制度（本籍地以外の市区町村の窓口で戸籍証明書等を請求可能）があるが、土業は対象外であるため、相続人等の本籍地に個別に郵便で照会する現状。

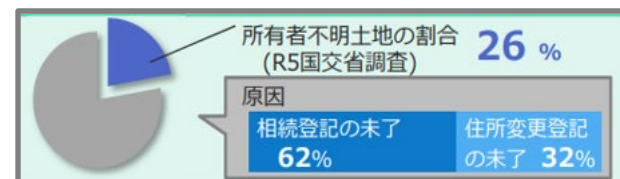
【令和7年度結論、結論を得次第速やかに措置】

○未登記建物について固定資産課税台帳等を利用した実態調査を行い、職権登記を検討。

【令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

参考1 所有者不明土地※の割合

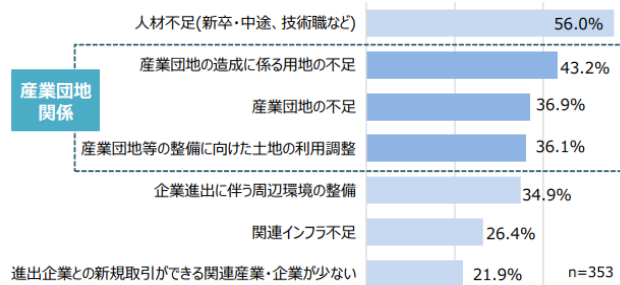
※ 登記簿上で所有者の所在が確認できない土地。なお、探索の結果、最終的に所有者が不明な土地は1%未満との指摘。



【出典】R5年度地籍調査

参考2 企業誘致における用地不足に関する課題

企業誘致に関する地域の課題（複数回答）



- 投資の受け皿となる産業団地・用地が各地で不足。
- 工場建て替えや増設に対応できる用地が不足。製造業は既存工場の稼働と並行して新工場を建てる 경우가多く、近隣に適地がないと、工場移転等につながる可能性有。（長野県）
- 地域企業が用地不足で撤退。（新潟県）

【出典】日本商工会議所「地域経済を牽引する中堅・中小企業における投資動向調査結果」

I-イ、II-ク. ロボット農機の公道走行制度化（圃場間移動等を通じた地域での活用）

基幹的農業従事者が今後20年間で75%減少することが見込まれるなど農業を取り巻く環境は厳しさを増している中、抜本的な生産性向上を図る観点から、地域でロボット農機を活用するため、農道や公道での走行を可能とする。

現状

ロボット農機は、圃場間移動及び格納庫から圃場への移動時の公道での走行はできないと解されている結果、地域における面的活用が困難。

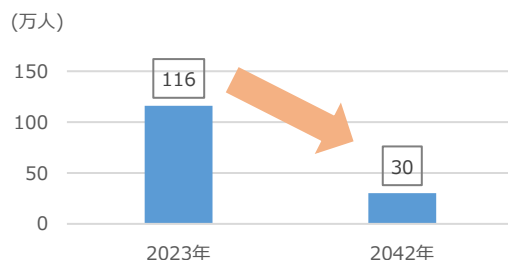
● 特定自動運行に関する現行規制

道路運送車両法	自動運行装置を備えることが可能な車両として「大型特殊自動車及び小型特殊自動車」が除外（保安基準）※1。
道路交通法	特定自動運行の対象が、「人又は物の運送を目的とするもの」と限定※2。

※1 道路運送車両の保安基準 第48条
※2 道路交通法第75条の13第1項第5号

● 基幹的農業事業者は今後20年間で約75%（116万人→30万人）減少※3。

○ 基幹的農業従事者の推移



※3 農林水産省「食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会(令和4年11月25日)」及び「令和5年農業構造動態調査結果」より事務局作成



規制改革の方向性

- 自動運行装置を備えることができる自動車として大型特殊自動車・小型特殊自動車を追加（道路運送車両法に基づく「道路運送車両の保安基準」改正）。【令和6年度措置】
- 特定自動運行の許可（県公安委員会）を得て、圃場間移動及び格納庫から圃場までの移動を含む公道での走行が可能であることを明確化。その際、圃場間移動（＝交通量が極めて少ない農道の短時間での横断等に留まる）については、農家等が、最小限の負担で円滑にロボット農機を活用できる許可制度の運用を確保。

【前段：令和7年度措置、後段：令和8年上期措置】

参考1 ロボット農機の例

○ ロボット田植機 農研機構農業技術革新工学研究センター



○ ロボット茶摘採機 鹿児島県、松元機工(株)、(株)日本計器

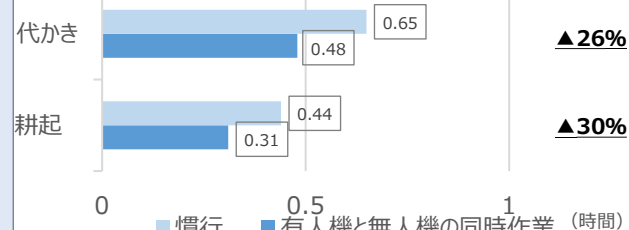


【出典】農林水産省HP

参考2 ロボット農機導入による効果

有人機、無人機の同時作業により、1人2台の操作が可能となり、作業時間が約30%短縮

(令和元年度スマート農業実証プロジェクト(実施主体：農研機構))
【10aあたりの作業時間のロボット農機導入による変化】



【出典】農林水産技術会議「スマート農業実証プロジェクトによる水田作の実証成果(中間報告)」より事務局作成

【農業従事者からの声】(北海道)

無人機の導入により、不安定な圃場の走行や長時間の運転作業に伴う負担の軽減も期待される。

I-ウ. 地方税・国税等を収納するコンビニストア等の紙控えの保管の廃止

国税、地方税など公金の収納代行業務を行うコンビニ等は、自治体等における収納事務に関する検査等のため、紙の領収控えを保管する必要があり、保管・輸送には人件費を含め、業界全体で年間約24億円以上のコストが発生

⇒ コンビニ等の事業者の負担軽減、業務効率化のため、デジタル技術を用いた記録の保存・検査の実施等により、紙控えの保管を不要とするとともに、全国統一の対応でローカルルールの発生を防止。

現行制度による課題

- コンビニでの収納代行取扱は年間10億件以上、金額にして13兆円に増大する中、紙控えの輸送・保管に係るコストは人件費を含め、業界全体で年間約24億円以上※に上り、事業者の大きな負担。 ※第1回公共WG（令和6年10月9日）資料1-1より
 - ・ 地方自治法に基づく公金収納について、都道府県・指定都市・県庁所在市の91.7%※がコンビニ等に紙の領収控えの保管を義務付け。
 - ・ 一方で、地方公共団体からも「検査事務全体として業務負担が大きい」等の意見があり※、制度見直しによる行政側の負担軽減が期待される。
※総務省の実態調査（R6）による
- 国税の収納代行においても、規定上は一部電子情報の活用が認められているものの、実際には地方公金と同様のオペレーション、紙控えの保管が行われている。

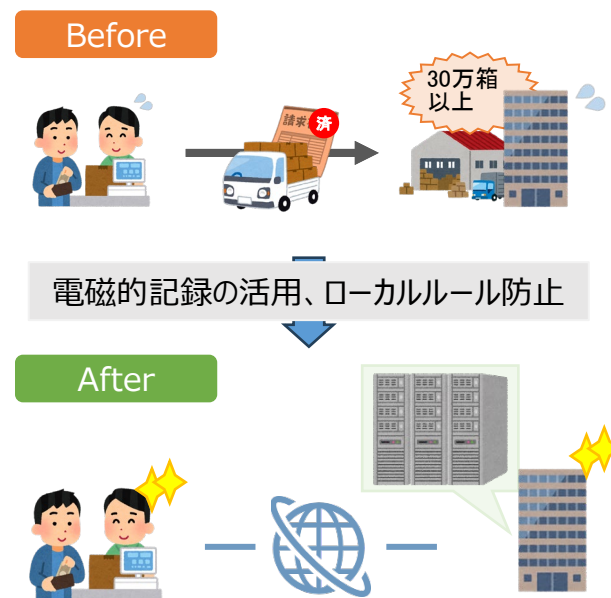


コンビニ倉庫での公金収納紙控えの保管の様子

【出典】第1回公共WG（令和6年10月9日）資料1-1より引用

規制改革の方向性

- 地方自治法に基づく公金事務の委託について、収納代行の適正性を確保しつつ、取扱控えの電磁的保存やデジタル技術を用いた検査方法を検討し、標準的な契約書に盛り込み地方公共団体に利用されるよう措置（ローカルルールの防止）。
【令和7年検討、措置】
- 国税の納付に係る委託について、前段の検討・措置内容との整合性をとるよう当該委託契約の内容を見直し。
【令和7年検討、前段の検討結果を踏まえて速やかに措置】



離島・山間地から都市部まで多様な地域の現場において、患者本位の立場から、オンライン診療専用車両等（以下、「診療車両等」という。）の実施場所・回数などの制約のない利用を実現。

現状制度による課題

○オンライン診療は、医療法自体に規定されておらず、通知で運用を拡大してきたが、解釈運用に限界あり。

- ▶ 診療車両等を既存の「巡回診療」解釈で運用するも、実施回数や場所に制限、報告等の負担大。
- ▶ 診療車両等を「診療所」として運用するのは、診療時間帯や住所が柔軟に変更できず、困難。住所、構造要件など診療所開設許可申請項目が過剰。

○オンライン診療指針上、D to P with N（オンライン診療における看護師等による診療の補助行為）は可能とされるも、診療報酬上の評価が不明確。

- ▶ 診療車両等の看護師が点滴等をしたくても算定されないため、実質的には困難。

規制改革の方向性

●診療車両等について、場所・回数等の制約なく、利用可能であることを明確化（「特定オンライン診療受診施設」※の合理的要件を法令で明確化）

※医療法改正により今後創設（法案提出予定） 【令和6年度検討開始等】

- ・必要最低限の設置要件（プライバシー保護、衛生管理等）
- ・設置届出における申請項目・様式・書類等の標準化
- ・D to P with Nの実施可否・内容 等

※「オンライン診療のための医師非常駐の診療所」についても、面積基準不要の明確化、開設の届出様式・必要書類の標準化

●D to P with N時の診療報酬上の評価の明確化・見直し

【令和7年度検討・結論・措置】

- ・点滴、注射、血液検査、尿検査等の診療の補助行為 等

●各制度運用の取組事例等を公表

【令和7年度～9年度措置】

- ・具体的な場所の類型ごとの適した活用事例
：診療所、自宅、職場、介護事業所、学校、オンライン診療専用車両、公民館、郵便局、交通施設（駅構内を含む。）等

参考1 オンライン診療を活用した取組（市町村・医療機関）

診療車両

- ▶ 院内の医師が看護師が乗る車両内の患者に、オンライン診療を実施。離島・山間地など20地域以上で展開。
- ▶ 巡回診療とする場合、実施回数・場所の制限（週1回等）や、都道府県への事前の実施計画提出が必要。



▲ 医療機器を搭載した専用車両
(出典) 長崎県五島市ホームページ

ブース

- ▶ 駅ホーム内の限られたスペースの診療所内にオンライン診療専用ブースを設置。
- ▶ オンライン診療専用ブースを単独で設置する場合の、構造設備基準等が不明確。



▶ 駅ホーム上のクリニック
(JR西国分寺駅)

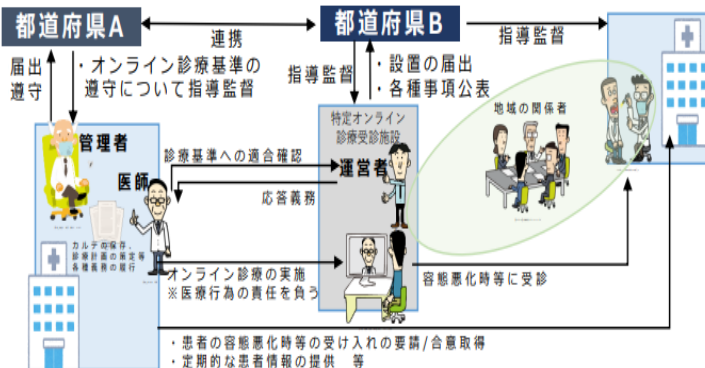
(出典) 第4回健康・医療・介護WG（令和6年12月4日開催）資料1-4より事務局作成

オンライン専用ブース

- 診療科目
皮膚科、耳鼻科、婦人科など

参考2 特定オンライン診療受診施設

厚生労働省は社会保障審議会医療部会において、新たな枠組みを提示。



(出典) 第111回社会保障審議会医療部会（令和6年10月30日開催）資料2

I-オ. 利用者起点に立った一般用医薬品の適正な販売区分及び販売方法 I-キ. 要指導医薬品の販売区分、販売方法及び服薬指導方法の見直し

一般用医薬品について、販売時に薬剤師等が関与すべき内容が不明確。栄養剤など一部の一般用医薬品について薬剤師等の関与の必要性に疑問の声。
⇒ 消費者の安全及び医薬品への円滑なアクセスの両立の観点から、薬剤師等の対応の要否・内容をリスクに応じてメリハリを付ける方向で明確化。
その一環として、うがい薬など第3類医薬品の一部を薬剤師等でなくとも小売店で販売可能とする。
あわせて、要指導医薬品（令和6年11月30日時点で毒薬・劇薬を除き21製品）について、オンラインでの服薬指導及び販売を可能とする。

現行制度による課題

○一般用医薬品の販売時の薬剤師等の関与の内容等が不明確

- 一般用医薬品（安全リスクに応じて、第1、2、3類に区分※）は、薬機法で、薬剤師等に対して、対応（販売）、情報提供、確認の義務・努力義務が販売区分ごとに規定。
※ 第1類医薬品は薬剤師、第2・3類医薬品は薬剤師又は登録販売者による販売が必須等
- 一方、その具体的内容・判断基準等が不明確。リスクに応じて十分な対応が困難であるとの指摘や現実の安全リスクと販売区分とに乖離があるとの指摘も存在。
- また、必要性が不明確な中、厚労省は、第3類医薬品※を第2類医薬品に統合することを検討。
※ 第3類医薬品について、薬剤師等でなくとも販売可能な医薬部外品への移行のニーズも存在

○要指導医薬品のオンライン販売・服薬指導が不可、スイッチOTC化の障壁

- 調剤薬局の多くは主に処方箋医薬品を取り扱うため、要指導医薬品は取り扱わない薬局が4割を占め、要指導医薬品の入手経路の拡大が必要な中、オンライン服薬指導・販売もできない※。
※ よりリスクの高い医療用医薬品では既にオンライン服薬指導やそれとセットでのネット購入が可能
- 要指導医薬品への指定から原則3年後に一般用医薬品に自動的に移行し、特別な服薬指導を行う仕組みがないため、緊急避妊薬（薬剤師の面前での服用が必要）など特別な対応が必要な医薬品はスイッチOTC化できず、医療用医薬品（医師の診断・処方が必要）に留めざるを得ない現状。

規制改革の方向性

○一般用医薬品に関する利用者起点の販売区分・販売方法の実現

- 現行の販売区分を維持（第2類・第3類医薬品は統合せず）。【R7年1月までに結論】
- 販売区分ごとに薬剤師等に求められる対応・情報提供等について、薬効分類、製品や消費者の特性等を踏まえ明確化する指針を策定。【R6年度検討開始、R8年度上期結論等】
- 第3類医薬品※から医薬部外品への移行。【令和7年検討開始、R8年度結論等】
※ 消費者及び小売業者の意見も踏まえ、製造販売事業者から医薬部外品への移行の求めがあるもの。事業者からはうがい薬、洗眼薬等について移行のニーズが存在

○要指導医薬品のオンライン服薬指導・販売の実現、スイッチOTC化を推進する仕組みの創設

- オンライン服薬指導・オンライン販売を可能とする（薬剤師の面前での服用が必要な要指導医薬品（緊急避妊薬）のみオンライン販売解禁の例外）。【R7年1月までに結論等】

参考1 一般用医薬品の販売時に薬剤師等に求められる情報提供の事項

（第1類は義務、第2類は努力義務、第3類は義務なし）

内容・判断基準等が不明確（赤字箇所）

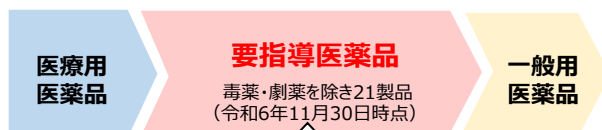
- 医薬品の名称
- 医薬品の有効成分の名称・分量
- 医薬品の用法・用量 ● 医薬品の効能・効果
- 使用上の注意のうち、保健衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項
- その他医薬品を販売し、又は授与する薬剤師等がその適正な使用のために必要と判断する事項

参考2 医薬部外品への移行ニーズが高い第3類医薬品の例

- ビタミン剤
- のど飴
- 点眼薬
- うがい薬
- 湿布薬
- 整腸薬
- 保湿クリーム 等



参考3 要指導医薬品の定義・製品例



定義

- スイッチOTC医薬品（原則3年間）
- ダイレクトOTC医薬品
- 毒薬・劇薬

製品例

- 緊急避妊薬（想定）
- 内臓脂肪減少薬 等

I 一カ. 濫用等のおそれのある一般用医薬品の販売規制等の適正化

若年者を中心に、医薬品濫用が社会問題化。現行の販売規制（販売時の氏名・年齢の確認等）のみでは対策が不十分であり、消費者の安全、セルフメディケーションの推進及び医薬品へのアクセスの必要性を踏まえ、現行の販売規制を見直し、濫用リスクが高い成分・製品等に集中徹底した対策により、医薬品濫用の問題に実効的に対応。

現行制度による課題

- 濫用等のおそれがある成分（厚生労働大臣が指定。以下「指定成分」※）を含む一般用医薬品の販売に当たっては、販売者に若年者の氏名・年齢等の確認義務。
※ エフェドリン、コデイン、ジヒドロコデイン、プロモバレルリル尿素、ブノイドエフェドリン、メチルエフェドリン
- 一方で、若年者を中心に、医薬品濫用が社会問題化。次の2点が背景との指摘。
 - 濫用リスクの高い成分・製品の変化に指定成分の変更等の対応ができていない。
 - 医薬品濫用の背景にある若年者等の社会的不安等への対応ができていない。
- なお、指定成分を含む一般用医薬品について、①消費者の約99%は適正使用者であり、②濫用報告のある製品の数20～30程度※。（出典：厚生労働省報告書）
※ 指定成分を含有する一般用医薬品の製品数（1,350程度（令和6年11月時点））の約2%

規制改革の方向性

実効性のある濫用対策により消費者の安全確保と医薬品へのアクセスの円滑化を両立

- 濫用実態等を踏まえた指定成分の見直し **【R7年結論等】**
- 頻回購入防止・情報提供など実効性のある販売規制※ **【R7年結論等】**
 - 販売個数・容量の制限、陳列の工夫、販売記録の作成・保存、販売記録を参照した販売可否の判断基準明確化等
 - ※ インターネット販売を一部禁止する厚生労働省案の妥当性について、一般用医薬品へのアクセスと政府全体での対面規制の見直し（デジタル原則）を踏まえて引き続き検討
- 若年層等に対する販売時確認の判断基準の明確化等 **【R6年度検討開始、R7年度上期結論等】**
- 濫用実態を踏まえた医薬品販売区分の変更等 **【R7年度検討開始等】**
 - 濫用実態等の調査、当該調査を踏まえた十分な根拠に基づく医薬品の販売区分の変更等（医療用医薬品への見直しを含む）

参考1 濫用問題の実態

- 過去1年以内の市販薬の乱用経験率は0.75%（市販薬の適正使用率が99.25%）と推計。
- 乱用に用いた市販薬の入手先（割合）
 - ・ 薬局・ドラッグストア等の実店舗（36%）
 - ・ 家の常備薬（16%） ・ インターネット（4%）
 - ・ 入手先不明（56%）
- 濫用等のおそれのある医薬品を複数個購入しようとしたところ、質問等されずに購入できた割合
 - ・ 店舗販売……………19.1% ・ インターネット販売…17.9%

出典：令和5年度厚生課科学研究「薬物乱用・依存状況の実態把握のための全国調査と近年の動向を踏まえた大麻等の乱用に関する研究」、厚労省「医薬品販売制度実態把握調査」をもとに事務局作成

参考2 厚労省が検討中の指定成分を含む一般用医薬品の販売規制等の強化案

	20歳未満		20歳以上	
	小容量※1	小容量	複数・大容量	
○：義務 △：努力義務				
確認・情報提供の方法	対面 or オンライン	対面、オンライン or 通常のインターネット販売等	対面 or オンライン	
購入者の状況確認	○		○	
複数購入理由の確認				○ 独立した規定の整備
氏名等の確認	○（氏名年齢） 独立した規定の整備	○（氏名年齢） 独立した規定の整備	○（氏名年齢） 独立した規定の整備	○ 独立した規定の整備
同一店での頻回購入対策	△（連絡先の記録等） + 頻回購入対策を整理し 手順書を整備	△（連絡先の記録等） + 頻回購入対策を整理し 手順書を整備	△（連絡先の記録等） + 頻回購入対策を整理し 手順書を整備	△（連絡先の記録等） + 頻回購入対策を整理し 手順書を整備
他店での購入状況	○	○	○	
濫用等に関する情報提供	○		○	
陳列場所	購入者の手の届かない場所/ 継続的に配置された薬剤師等から目の届く範囲（情報提供場所から7m以内。購入者の状況を適切に確認できる必要な体制の整備が前提）			

※1 20歳未満の者には複数・大容量は販売しない。
 ※2 頻回購入の防止のため、①対面又はオンライン等により、購入者が未成年ではないことが確実に確認でき、また、購入者の状況を確認できる場合において、購入者の状況も踏まえ資格が必要と判断する場合、②インターネット販売等非対面での販売の場合に氏名等の確認を行う。
 出典：令和6年10月31日厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会資料1をもとに事務局作成

Iーク. 認可保育所における付加的サービスの円滑化

認可保育所における付加的サービス（体操等）へのニーズに対し、実際に実施を認める市町村は少数であり、保育サービスの選択肢が限定されているとの指摘を踏まえ、体操等の付加的サービスが全国の自治体で原則実施可能となるよう、付加的サービスとして実施可能な内容、利用者の選択による実施可能であること等を整理・明確化。

現行制度による課題

- 認可保育所など保育所における教育などの付加的サービスのニーズが強い中、平成29年の厚労省事務連絡※1で付加的サービスは実施可能とされたものの、①体操、体育、スポーツ、ダンス、音楽、絵画、造形、英語、文字等（以下「体操等」）の付加的サービスとしての該当性、②利用者の選択制による実施可否、などが不明確※2。

※1 平成29年11月の規制改革推進会議答申を踏まえたもの
 ※2 内閣府で確認した限り、実施可能な市町村は少数（実施要件まで公表は横浜市、川崎市のみ）

- 付加的サービスの実施により、「保育所を利用しない休日に児童とその家族が共に過ごす時間を多く確保できる」、「保護者の仕事と育児の両立支援につながる」との指摘。

規制改革の方向性

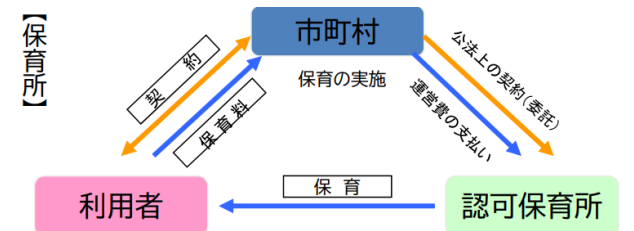
- 体操等を含め、子どもの健全な心身の発達に資する内容の付加的サービスは、認可保育所を運営事業者の判断で実施可能であること※3及び留意事項※4の整理・明確化※5。

※3 その際、上乗せ徴収は市町村との協議が必要であるが、直接契約の場合は市町村との協議が不要であること
 ※4 保護者の選択の自由、同意、配置基準等や保育所保育指針の遵守、児童の安全管理等
 ※5 今回新たに明確化する内容は、①体操等が実施可能であること、②直接契約の場合は市町村との協議が不要であること等

【令和6年度措置等】

- 子ども・子育て支援情報公表システム（「ここdeサーチ」）の充実（施設ごとの付加的サービスの実施状況に関する公表内容の更新）
 【令和6年度措置】

参考1 認可保育所の仕組み



（出典）「子ども・子育て支援新制度の概要」こども家庭庁ホームページ

市区町村より保育を認可保育所へ委託していることから、認可保育所が上乗せ徴収を行う場合は、市区町村への事前協議等を求められる。直接契約の場合は制度外の扱い。

一方、幼稚園、認証保育園等は、利用者と園との契約となるため、制限がない。

参考2 付加的サービスに関するニーズの例

ある自治体が保護者に対し実施したアンケート調査において、私立認可保育園において約4割が上乗せ徴収（費用を支払って）でも教育・保育の質を向上させてほしいと回答。

上乗せ徴収による教育・保育の質向上の希望有無

施設種別	上乗せ徴収で教育・保育の質を向上させてほしい		上乗せ徴収で教育・保育の質を向上させてほしいとは思わない	
	割合	実数	割合	実数
私立認可保育園	40.5%	375	59.5%	552
小規模保育事業所	30.6%	11	69.4%	25

（出典）「みんなと子どもすくすくアクション～港区の就学前の子どもを取り巻く環境変化等を踏まえた30の子育て支援策～」令和5年2月東京都港区

I ケ. 自家用車活用事業等のモニタリング・検証・評価、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業に係る法制度を含めた事業の在り方

全国の移動の足不足の解消に向け、自家用車活用事業（「日本版ライドシェア」）等の取組が今春から実施。現時点では状況は依然深刻であることも踏まえ、当面、鉄道等が少なく、特に移動の足の確保が重要な中小都市について、重点を置き、モニタリングを行い、定期的に検証・評価。並行して、タクシー事業者以外の者によるライドシェアに関する法制度を含めた事業の在り方を引き続き議論。

中間答申の概要

➤ 中小都市に重点を置いたモニタリング・検証・評価 (四半期毎)

大都市、中小都市及び観光地など全ての地域において、住民及び内外の観光客が必要時に、円滑な移動が可能か否かを引き続き客観的に把握。当面、特に、**中小都市**を中心に、足不足の実態・要因等を重点的に調査・検証し、**四半期毎に足不足の改善状況を評価。**

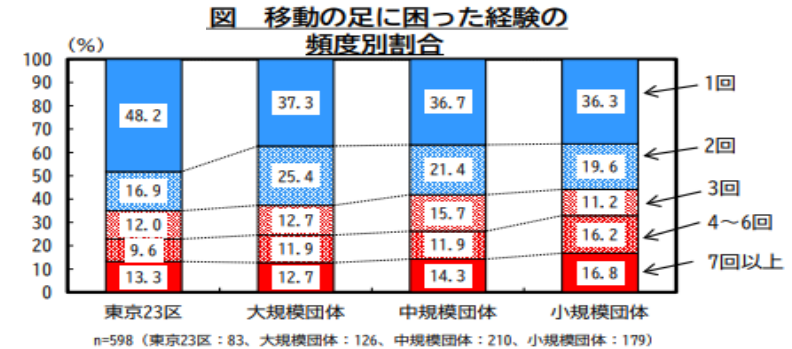
➤ 並行して、**タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業に係る法制度を含めた事業の在り方の議論（今夏専門的・技術的な観点を含め、検討を進める「サブWG」を設置し、継続的に議論。）**

参考1

内閣府におけるモニタリング（抜粋）

移動実態に関する調査結果（速報値・概要）抜粋

○移動の足に困った経験を頻度別にみると、小規模団体ほど、困った経験の頻度が多くなる傾向。



参考2

国土交通省におけるモニタリング（抜粋）

モニタリング実施項目

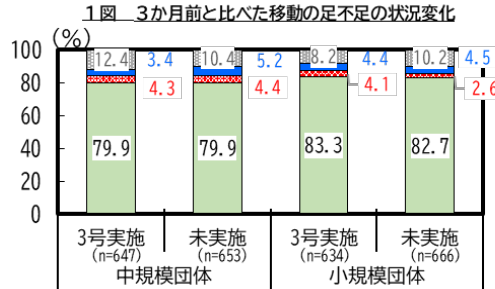
- 自家用車活用事業
 - ・営業区域ごとの許可事業者数、登録ドライバー増加人数
 - ・アプリ配車に関する稼働台数、運行回数、1台1時間あたりの運行回数、運行開始以降12月1日までの間週単位の先行実施した12地域における配車アプリのマッチング率を、運行開始以降毎日・毎時単位で公表等
- 自家用有償旅客運送制度
 - ・運用改善後の導入状況を公表等

1 生活者

・内閣府実施（webモニターアンケート調査を民間に委託）
・有効回答数：4000件

▶ 過去3か月で約8割が不足につき「変化なし」と回答（日本版RS実施有無でも差はなし）（1図）。過去1か月のタクシー利用者の約6割がタクシーがつかまらない（にくい）経験。

▶ 不足が改善したら、やりたいことがある者は約8割。



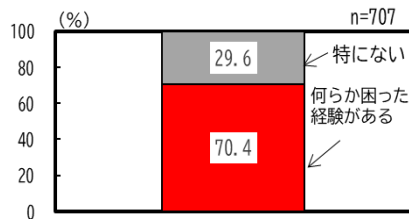
2 旅行者

・内閣府実施（webモニターアンケート調査を民間に委託）
・有効回答数：4168件

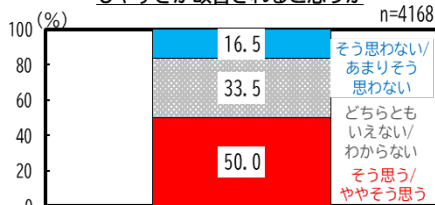
▶ 過去3か月の旅行先で、20～30%が移動に困った経験。タクシー利用者の約7割は、タクシーがつかまらない（にくい）経験（2図）。

▶ 新たな移動サービスで、移動しやすさが改善されると思う者は、約5割（3図）。

2図 旅行先でタクシー手配時に困った経験の有無



3図 スマホ等で簡単に手配できる移動サービスが今後新たに提供された場合、旅行先での移動のしやすさが改善されると思うか



3 ホテル・旅館/飲食店

・内閣府実施（各事業者がwebアンケートに回答）
・有効回答数：303件（ホテル・旅館）、271件（飲食店）

過去3か月で、

▶ 手配を依頼されたホテル等の約8割5分、飲食店の約7割がタクシー確保困難の経験。

▶ ホテル等の約5割、飲食店の約6割5分は、タクシー確保困難の頻度が、10回のうち3回以上。

一般社団法人 日本旅館協会

依然として交通事情の改善が見られず、国内外からの旅行者の移動にも支障が生じている実情。地方部で相当数のインバウンド受入れが必須と思われ、地方の交通事情の改善は喫緊の課題。ライドシェア施策の推進等により、地方の不足等の問題の早急に解消してほしい。

全国飲食業生活衛生同業組合連合会

インバウンド需要が更に増加することが予測される中で、全国的にライドシェアサービスの普及促進が図られ、昼夜問わず飲食業界でも利用可能にしてほしい。

一般社団法人 日本秘湯を守る会

「移動の足」の不足は温泉宿側にとっても死活問題。従業員の雇用確保、人手不足などが相まって送迎の持続が限界に達している宿も多い。早急に「多様性を持った持続可能な移動の足」の確保が必要。移動の足の衰退イコール秘湯の文化の衰退、ひいては途絶えてしまう結果にもなりかねない危機的な状況がすぐそこまで来ている。

一般社団法人 ナイトタイムエコノミー推進協議会

利用者の早めの帰宅により売上を逃している、スタッフの早めの帰宅により深夜営業が困難（人手不足、人件費高）との声が多い。少なくとも現状においては十分に移動の足が確保されているとは言えず、現行制度以外の方法も含めて、早急に移動の不足解消のための取組を行ってほしい。

II ア. 時間単位の年次有給休暇制度の見直し

労働者の心身の疲労回復等のため、まとまった日数の休暇を取得するという趣旨で与えられる年次有給休暇について、通院治療、自己啓発、育児、介護など時間単位で休暇を取得する多様なニーズがあるため、仕事と生活の調和を図る観点から、現状、年5日のみ認められている時間単位の年次有給休暇について、より柔軟な利用を可能とする

現行制度による課題

- 時間単位年休を年5日分使い切っている場合、たとえば通院等のために数時間の年休を取得しようとしても1日又は半日単位で休暇を取得することとなり、結果的に早期に年次有給休暇を全て取得してしまう等の指摘がある。
- 子の看護休暇等は法律で保障された労働者の権利であり、時間単位の利用も可能であるにもかかわらず、有給休暇でなければその分収入が減少することがある。
- なお、国家公務員は人事院規則により特に必要があると認められるときは年休の単位を1時間とすることができるとされ、上限は設けられていない。



規制改革の方向性

心身の疲労回復等のためにまとまった日数の休暇を取得する機会を引き続き確保することを前提としつつ、時間単位年休の上限を、例えば年次有給休暇の付与日数の50%程度に緩和することなどの見直しを検討（労働基準法の改正事項）。【令和7年度結論】

時間単位の年次有給休日数の上限を年次有給休暇付与日数の50%の比率に定めた場合

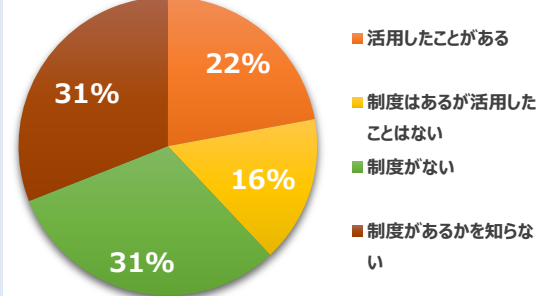
※年次有給休暇付与日数が20日の場合（勤務日数6.5年の労働者）

現状 時間単位5日分取得可 年休15日分（時季指定義務5日分含む）

規制改革 時間単位10日分取得可 年休10日分（時季指定義務5日分含む）

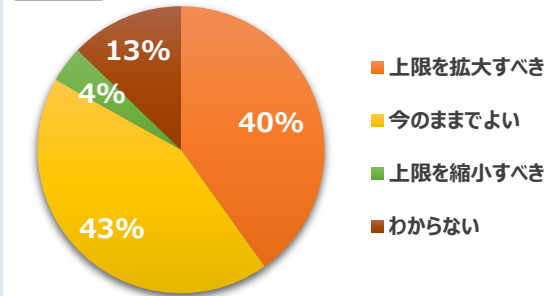
時間単位の年次有給休暇日数の上限が5日分から10日分に拡大する

参考1 時間単位年休の制度・活用有無に係る労働者へのアンケート調査



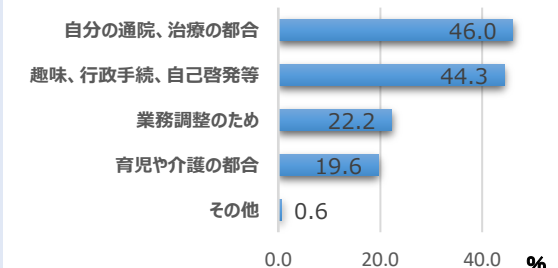
（出典）第5回労働基準関係法制研究会（令和6年3月26日）資料1を元に規制改革推進室作成

参考2 時間単位年休活用者の上限に対する希望



（出典）同上

参考3 時間単位年休の活用理由



（出典）同上

II-イ. 高卒就職者に対する求人情報の直接提供・公開時期の前倒し等

これまでの学校斡旋による高卒就職システムでは、求職者の高校生が企業について十分な情報を得づらいことを背景に、求職者と企業のミスマッチが起こりやすいとの指摘がある。求職者の企業環境を整備するため、求人票の公開範囲・方法の柔軟化や公開時期の前倒し、校内選考の在り方を見直しを行う。

現行制度による課題

(1) 生徒への求人票公開を教員等が行うため、教員等の業務負荷が大きく、生徒が十分な情報を得られない。

- 学校に届く紙媒体：約1,000～2,000枚の求人票を校内掲示・公開作業等。
- Web公開システム：ハローワークから学校教員にID等を付与、生徒は閲覧に教員の協力が必要

(2) 求人票公開開始(7/1頃)から企業への応募開始(9/5頃)までの期間が短い。

- テスト期間、夏休みを含む短い検討期間では2社以上で職場見学し比較検討することは困難。

(3) 校内選考により生徒の意思が妨げられ、企業が直接に人材を見られない。

- 同一企業への複数生徒が応募希望した際、一部学校では慣習として校内選考を行う例あり。

規制改革の方向性

1. Web公開の求人票をログインID、パスワードを設けずに一般公開することについて検討。
【令和7年度検討、同年度結論】

- 文科省・厚労省は生徒が求人情報提供サービスを積極的に活用できるよう学校に周知。
- 厚労省は、高等学校就職問題検討会議の検討を踏まえ、高卒求人についても民間の職業紹介事業者が求人情報提供サービスに参画できるよう所要の措置を講ずる。

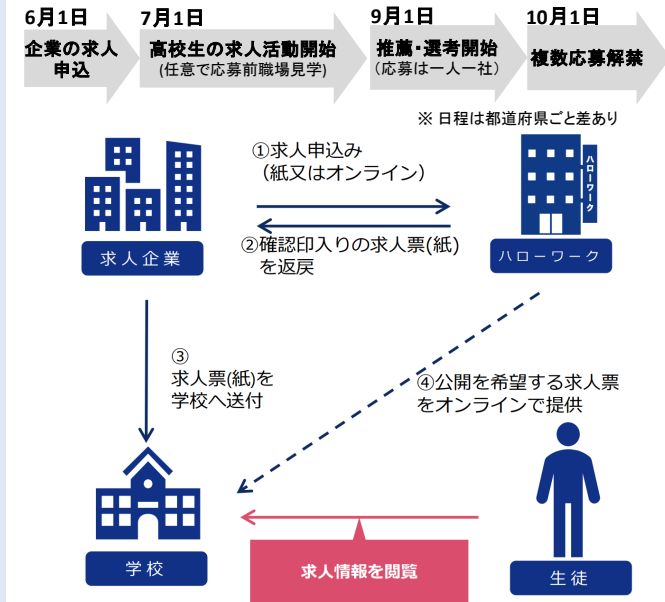
2. 求人情報の公開時期の前倒し(例：1～2か月)について高等学校就職問題検討会議で検討。
【令和7年度検討、結論を得次第令和8年度以降速やかに措置】

3. 校内選考は必ずしも行う必要がない旨を文科省より各教育委員会等を通じて各学校に周知(通知等による明確化)。
【令和7年度措置】

規制改革の効果

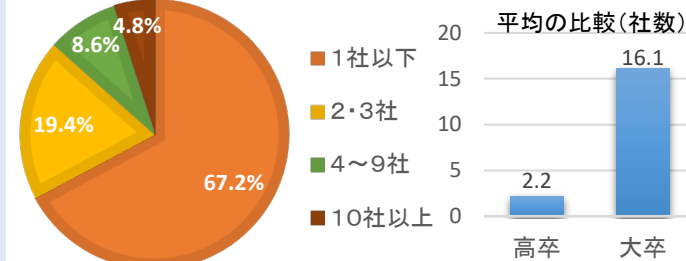
求職者の高校生が企業研究しやすい環境を整え、企業とのミスマッチ防止を促進。

参考1 スケジュール、HW・学校を経由する求人票の流れ



(出典) 第2回 働き方・人への投資ワーキング・グループ(令和6年11月21日) 厚生労働省提出資料等を基に規制改革推進室作成

参考2 高卒就職者が求人票や企業情報を調べたり、企業の担当者から説明を聞いた社数



(出典) 第2回 働き方・人への投資ワーキング・グループ(令和6年11月21日) リクルートワークス研究所・古屋星斗主任研究員提出資料を基に規制改革推進室作成

II-U. 1号特定技能外国人とのオンラインによる面談の活用

介護等の分野を支える特定技能外国人について必要な定期的な対面面談について、地方在住者との面談に交通費等の負担が大きく、面談の実施が困難な場合があるとの指摘を踏まえ、オンラインで実施することを可能とし負担を軽減することで、特定技能外国人の受入環境を整備（入管法の運用見直し）

現行制度による課題

- 特定技能外国人は介護や製造業などの分野でニーズが大きく、本年9月末現在約27万人程度（約50%は地方部（※1）に居住）と急増中。
- 特定技能所属機関等は、1号特定技能外国人の労働状況や生活状況を確認するため、当該外国人及びその監督的立場にある者（直接の上司や雇用先の代表者等）それぞれと定期的（3か月に1回以上）な面談を実施する必要がある（出入国管理及び難民認定法）（※2）。
- 対面での面談には、1号特定技能外国人、特定技能所属機関等に対し交通・滞在費や移動時間等など大きな負担を強いる場合があり、円滑かつ効率的な支援が妨げられる懸念がある。

※1 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、静岡県、愛知県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県以外

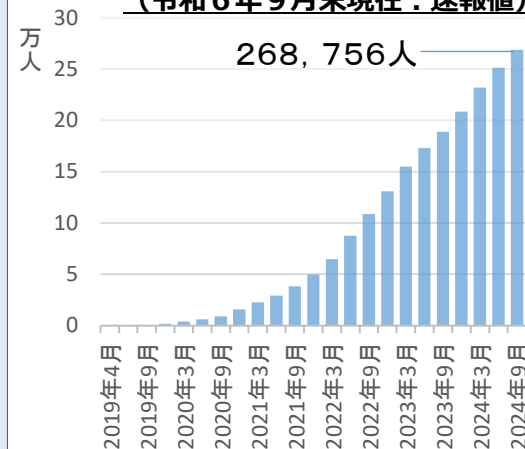
※2 新型コロナウイルス感染症の蔓延下においてはオンラインの活用が認められ、特段の問題は生じていなかったものの、令和6年1月1日から再び対面での実施が義務付けられた。

規制改革の方向性

特定技能外国人支援計画に基づく定期的な面談をオンライン実施を検討し、具体的な方法や留意事項等を明確化した上で、令和7年度中に運用を開始する。

【令和7年度結論を得次第速やかに措置】

参考 特定技能1号在留外国人人数
(令和6年9月末現在：速報値)



分野	人数
介護	40,594人
ビルクリーニング	5,296人
工業製品製造業	45,054人
建設	34,896人
造船・船用工業	9,338人
自動車整備	2,977人
航空	1,058人
宿泊	548人
農業	29,384人
漁業	3,354人
飲食料品製造業	72,344人
外食業	23,913人

(出典) 出入国在留管理庁制度説明資料「新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」を基に規制改革推進室作成

II-1. 障害福祉分野における申請・届出等に関する手続負担の軽減

障害福祉サービス事業者等から、人手不足の中、指定申請など多種多様な手続負担が重く、サービスの質の維持・向上が図れないとの声。こども家庭庁及び厚生労働省は標準様式等を作成済みであるが、実際には、全ての自治体で採用されるには至っていない。

⇒ 書類の標準様式等の使用原則化を法令上で規定。電子的にワンストップで申請・届出を可能とするシステムを整備。

現行制度による課題

- 利用者数（障害者数）が増加する中、障害福祉サービス等を行う事業所※1は深刻な人手不足に直面（参考2）しており、直接利用者と向き合う時間ではない指定申請・報酬請求※2に伴う手続負担の軽減を求める声。

※1 施設・事業所数の例：居宅介護（21,757）、生活介護（12,363）、児童発達支援（11,004）、放課後等デイサービス（19,638）

※2 障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づくもの

- 現状は、指定申請等の手続に関して、地方公共団体によりバラツキ（様式、必要書類、提出方法等）がある状況。

（事業者からの声）

様式・添付書類	現状	対応の現状
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自治体により様式や記載例が異なる。 ➢ 必要書類が多過ぎる。 ➢ 様々な提出書類に同じ基本情報の記載が必要。 		令和6年4月、標準様式及び必要書類を作成・公表
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現行、紙での提出であるが、メールやオンラインで提出できるようにしてほしい。 		令和6年4月、原則、電子メール等による提出とするよう事務連絡を发出

【出典】厚生労働省 障害福祉分野における事業者要望専用窓口への要望提出状況(令和6年1月18日～3月12日)

- 地方自治体からも、報酬改定や制度改正の都度、事業者台帳管理システムの改修が必要となり、負担となっているとの指摘。

規制改革の方向性

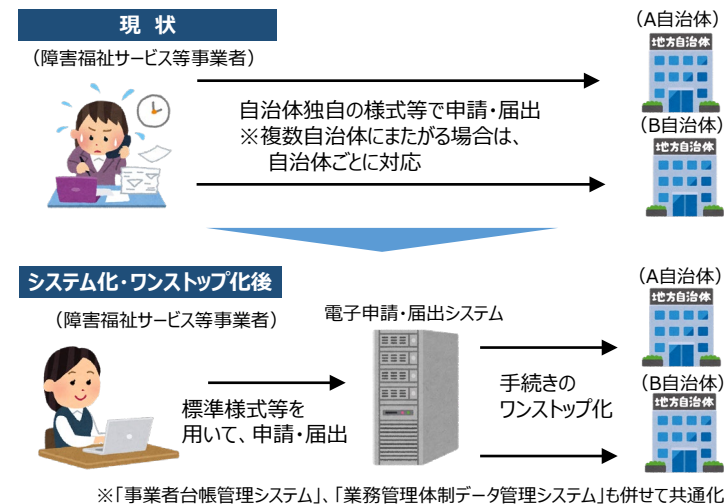
- 障害福祉分野の手続における標準様式等を法令上に位置づけ、使用を原則化【令和6年度措置】

- 障害福祉分野の手続のシステム化・ワンストップ化（参考1）【令和6年度検討・結論、令和9年度中を目途に措置】

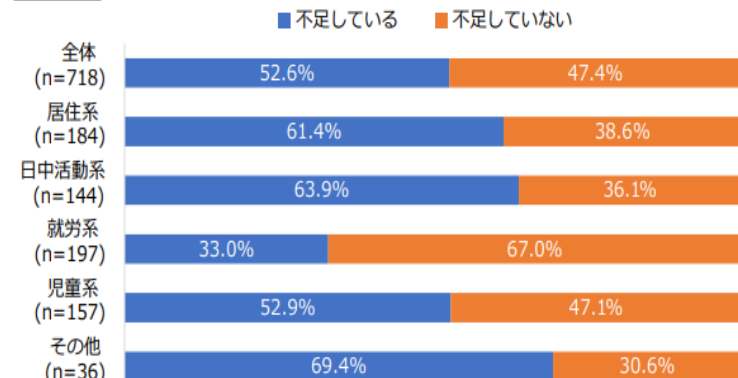
・「電子申請・届出システム」の整備及び届出手続のワンストップ化（「事業者台帳管理システム」、「業務管理体制データ管理システム」も併せて共通化※）により、障害福祉サービス等事業者が電子的に標準様式等を用いて、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく申請・届出を可能とする。

※国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会からの指摘を踏まえたもの

参考1 手続きのシステム化・ワンストップ化のイメージ



参考2 職員の充足状況（2024年1月1日現在）



回答のあった事業所のうち52.6%が「不足している」と回答

【出典】令和6年3月29日 独立行政法人福祉医療機構「2023年度障害福祉サービス等の人材確保に関する調査結果」

Ⅱ 一才。法定後見制度の課題と見直し

認知症・軽度認知障害の高齢者が約1000万人を超える中、その財産の管理や日常生活を支えるための法定後見制度の利用者は約25万人にとどまる。また、後見制度を支える行政側も対応基準の不明確さで負担が発生。

⇒ 申立手続きのデジタル化等による利便性向上、対応基準の明確化により市町村等の負担軽減を通じ制度の利用を促進

現行制度による課題

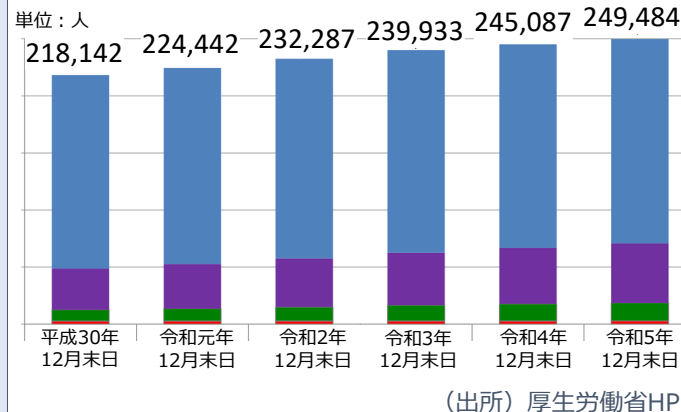
【利用者目線】

- 本人や親族の判断で後見制度を終了できず、また一時的な利用ができない。さらに、後見人と相性が良くない場合でも後見人の交代ができない。
- 後見開始の申立手続きがアナログ（紙申立て、郵送等）

【行政目線】

- 身寄りのない者に係る市町村長による後見申立てについて、対象者の住所地と居住地市町村が別の場合の申立基準があいまい。
- 後見に関する相談窓口である中核機関では、中核機関職員等の相談に対応する「K-ねっと」が認知されず、属人的な知見や調査に頼っている。
- 市民後見人になる場合、市民後見養成講座の受講が求められているが、講座を受講した市区町村と別の市区町村で市民後見人の登録を受けようとすると再受講が必要。

参考1 後見制度の総利用数



規制改革の方向性

【利用者目線】

- 本人の意思に基づく法定後見の終了などについて検討し、法制審議会での議論を経た上で、所要の措置を講ずる。
- 法定後見制度に係る家事事件手続について、①申立書面に記載が求められる事項のオンライン入力を可能とするなど、デジタル化が図られる環境整備に取り組む。

【令和8年度までに検討・結論、結論得次第速やかに措置】等

【行政目線】

- 市町村長申立てについて、調査・研究の結果を踏まえ、市町村長申立て時の判断基準となるよう事例を類型化し、市区町村に周知する。 【令和7年度上期措置】

- 「中核機関」の名称について、法改正を含めて検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。 【令和7年度結論、結論を得次第速やかに措置】

- 市民後見養成講座について、市区町村間で重複するカリキュラムの受講を免除可能としている事例等について調査を行い、市町村における柔軟かつ効果的な講座の実施のための判断基準となるよう類型化した上で、好事例となるものを周知する。 【令和7年度措置】 等

参考2 市町村長による後見の申し立てについて

○「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」のQ & Aについて（令和3年11月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）

- (1) 申立てを行う市町村について
(略) 市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮する必要がある。これらの観点を総合的に踏まえ、(略) 市町村長申立ては原則として、
・生活保護の実施機関(都道府県が実施機関である場合を除く。以下同じ。)
・入所措置の措置権者・介護保険の保険者・自立支援給付の支給決定市町村等となる市町村が行うこと。ただし、施設入所が長期化し、施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではない。

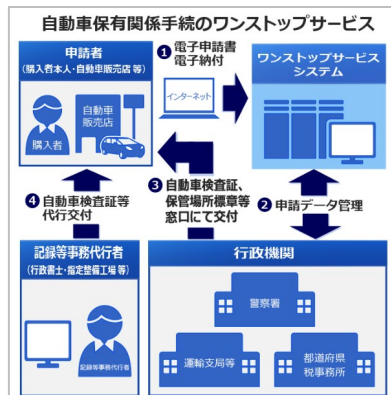
II-カ. 自動車保有関係手続のDX

自動車保有関係の行政手続を電子的に行えるワンストップサービス（自動車OSS）について、一部書類の押印・紙提出、封印の取付けのための出頭、未対応手続の残存などによって、デジタル完結ができておらず、改善の余地。

⇒ 自動車所有者や自動車販売事業者の負担軽減、利便性向上のため、書類提出の簡素化、自動車OSSの機能拡充、ナンバープレートの封印義務見直し等の実施。

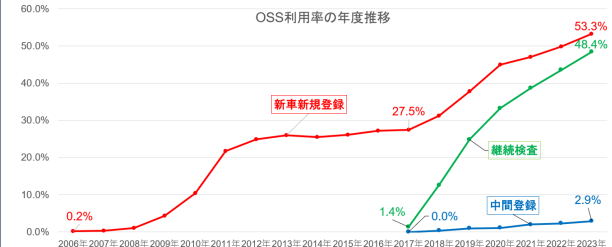
現行制度による課題

- 自動車OSSについて、
 - 譲渡証明書等の一部書類は、押印や紙提出が必要。
 - 相続による移転等の、未対応の手続が残存。また、軽自動車OSSの対応手続が、新車登録と継続検査のみと限定的。
 - ナンバープレートへの封印取付けのため、運輸支局への出頭等の工数が発生。



参考1 自動車OSSの活用状況

○ 移転登録等、中間登録での利用が伸び悩んでいる。



【出典】第3回公共WG（令和6年12月5日）資料2より引用

参考2 ナンバープレートの封印制度

ナンバープレート番号と車台番号の一致を確認し、後面のナンバープレートに封印が施される。
※軽自動車は封印制度なし



【出典】第3回公共WG（令和6年12月5日）資料2より引用

規制改革の方向性

- 自動車登録手続の書類提出について、自動車OSSでのデジタル完結を可能に。

- 自動車OSSについて、①保管場所証明の交付を、自動車登録手続と独立して申請できるよう検討、措置、②相続による移転登録を対象手続に追加。また、軽自動車OSSについて、③自動車検査証の変更記録を対象手続に追加。

【それぞれ令和7年検討開始、①は結論を得次第速やかに措置、②は令和9年度までに措置、③は令和10年度までに措置】

- 自動車の封印制度について、費用対効果や、諸外国の状況も参考に、封印の効果を保証しつつ、制度を代替する措置も念頭に、見直し。

【令和7年検討開始、結論を得次第速やかに措置】

II-キ. 地球温暖化対策報告の項目等に係る統一

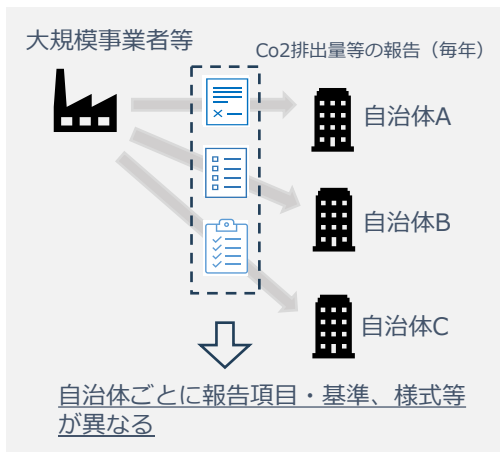
温室効果ガス排出量等の報告に関する項目・基準、様式等が地方公共団体ごとに異なるため、報告を行う事業者にとって負担に。

⇒ 標準的な報告様式等の利用により報告項目等のバラつきの解消を促進。

現行制度による課題

- 一部の地方公共団体において、区域内の一定規模以上の事業者等は、**年間の温室効果ガス排出量**（域内での排出量）やその抑制措置等を記載した報告書等を**各地方公共団体に提出**をする必要（条例等で規定）。

その際、**報告項目・基準、様式等が地方公共団体ごとに異なる**ため、広域で活動する事業者は、報告先の**地方公共団体ごとにカスタマイズした作業を行う必要**が生じ、負担。



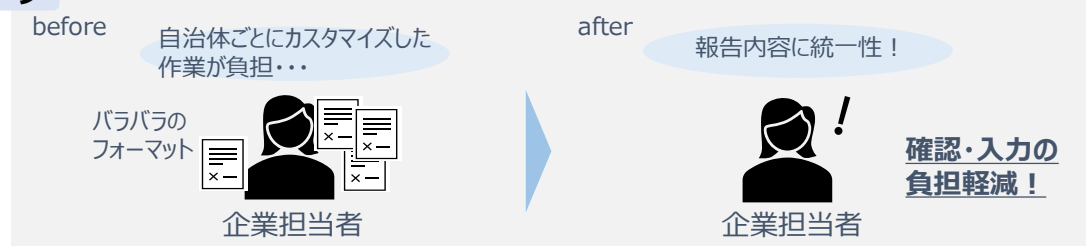
参考1 報告の項目（例）

- ・ 域内の年間CO2排出量
- ・ エネルギー使用量
- ・ 排出抑制のための措置
- ・ 自動車の使用台数
- ・ CO2排出量の増減理由
- ・ 事業所情報
- ・ 電気の小売供給に伴う排出係数
- ・ 再エネ電気供給量
- …等

規制改革の方向性

- 国が標準的な報告の項目等を整理し、**地方公共団体に対してその標準的な報告の項目等を参照・利用するよう協力を要請**等することにより、事業者の報告の**項目等に係る統一性が保たれる**よう措置。【令和7年度措置】

効果のイメージ



参考2 制度概要

根拠規定	各自治体の条例等
報告対象者	域内年間エネルギー使用量合計1,500kl以上の事業者、輸送事業者、電気事業者、等
公表	自治体が事業者の報告内容を公表
目的	事業者によるCO2排出の計画的削減の促進、等

※30都道府県・13市区が類似の制度を有する（2019年2月時点。対大規模排出者向け制度の場合）

基幹的農業従事者が今後20年間で75%減少することが見込まれるなど農業を取り巻く環境は厳しさを増している中、抜本的な生産性向上を図る観点から、地域でロボット農機を活用するため、農道や公道での走行を可能とする。

現状

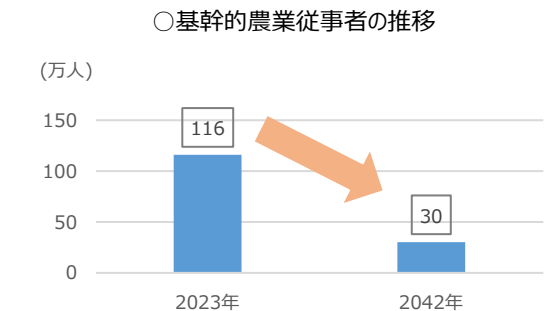
ロボット農機は、圃場間移動及び格納庫から圃場への移動時の公道での走行はできないと解されている結果、地域における面的活用が困難。

● 特定自動運行に関する現行規制

道路運送車両法	自動運行装置を備えることが可能な車両として「大型特殊自動車及び小型特殊自動車」が除外（保安基準）※1。
道路交通法	特定自動運行の対象が、「人又は物の運送を目的とするもの」と限定※2。

※1 道路運送車両の保安基準 第48条
※2 道路交通法第75条の13第1項第5号

● 基幹的農業事業者は今後20年間で約75% (116万人→30万人) 減少※3。



※3 農林水産省「食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会(令和4年11月25日)」及び「令和5年農業構造動態調査結果」より事務局作成



規制改革の方向性

- 自動運行装置を備えることができる自動車として大型特殊自動車・小型特殊自動車を追加 (道路運送車両法に基づく「道路運送車両の保安基準」改正)。**【令和6年度措置】**
- 特定自動運行の許可 (県公安委員会) を得て、圃場間移動及び格納庫から圃場までの移動を含む公道での走行が可能であることを明確化。その際、圃場間移動 (= 交通量が極めて少ない農道の短時間での横断等に留まる) については、農家等が、最小限の負担で円滑にロボット農機を活用できる許可制度の運用を確保。

【前段：令和7年度措置、後段：令和8年上期措置】

参考1 ロボット農機の例

○ **ロボット田植機** 農研機構農業技術革新工学研究センター



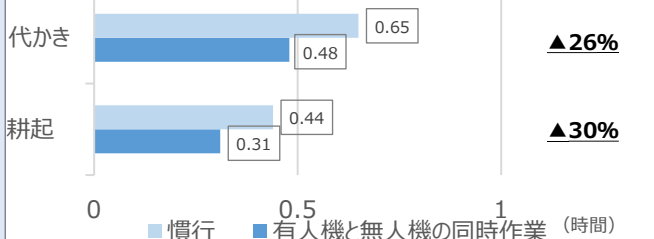
○ **ロボット茶摘採機** 鹿児島県、松元機工(株)、(株)日本計器



【出典】農林水産省HP

参考2 ロボット農機導入による効果

有人機、無人機の同時作業により、1人2台の操作が可能となり、作業時間が約30%短縮 (令和元年度スマート農業実証プロジェクト(実施主体：農研機構))。
【10aあたりの作業時間のロボット農機導入による変化】



【出典】農林水産技術会議「スマート農業実証プロジェクトによる水田作の実証成果(中間報告)」より事務局作成

【農業従事者からの声】(北海道)

無人機の導入により、不安定な圃場の走行や長時間の運転作業に伴う負担の軽減も期待される。

Ⅲーア. 医療等データの利活用法制等の整備

NDB（約270億件のレセプトデータを格納）など12の公的DBなど膨大な医療等データについて、医学研究や創薬上期待が大きい仮名化情報の利用を可能とするとともに、DB間の連結解析を可能にする。あわせて、研究者等の高度な解析を円滑・迅速に可能とする解析環境等を整備。

現行制度上の医療等データに関する課題

○データの質

現行制度上、研究者等に提供可能なデータは匿名化情報※のみであり、医学研究や製薬への活用は限定的。一方、期待が大きい仮名化情報（氏名等のみを削除・置換）の利用には個人情報上本人同意が必要（事実上は利用困難）。

※検査値等から特異な値や記述が削除・改変され、精緻な分析は困難

○データの解析環境・提供体制

NDB、介護DBなど各公的DBの利用には匿名化情報であってもDBごとの申請・審査を要し、煩雑。データ解析も一元的なDB全体のクラウド解析環境がなく、利用者ごとに解析環境を整備する必要があり負担大。DB間の仮名化情報の連結解析も不可。

○全国がん登録DBの情報特有の課題

国のがんDBから病院に提供される自院がん患者の予後情報（生存期間等）はがん研究上、治療効果等の評価に重要であるが、病院等から研究者など第三者には提供不可。

規制改革の方向性

【令和7年結論、結論を得次第速やかに措置】

● 公的DB等（12のDB※¹）の医療等データについて、以下の措置を講じる※²。

※¹ NDB、介護DB、DPCDB、予防接種DB、障害福祉DB、全国がん登録DB、難病DB、小慢DB、iDB、電子カルテ情報DB、自治体検診DB、次世代医療基盤法に基づく認定事業者DB

※² 令和5年規制改革実施計画等に基づき、関係省庁が**医療等データに関する特別法の制定を含め今後とも所要の検討を行っていくことを前提とする第一段階の取組として位置付け**

① 一定のプライバシー保護策を講じた上で、**仮名化情報の利用、DBを超えた※連結解析を可能とする（令和7年通常国会への各根拠法の改正法案の提出を目指す）。**

※対象は構築予定の電子カルテ情報DB、自治体健診DBや、次世代医療基盤法に基づく認定事業者DBを含む

② ①を実現するため、プライバシー保護を徹底し、かつ、円滑・迅速な利用・解析をワンストップで可能とするための情報連携基盤を新たにクラウド上に構築（リモートアクセス、解析ソフトウェア等の持ち込み等）。利用申請・審査等もワンストップで行う体制を整備※。

※この結果、研究者等による実際のデータ解析開始は、データ加工等を要する場合でも申請から数ヶ月以内（利用者側の都合に要した期間は除く。）で可能となる見込み

③ 非営利ではない製薬企業等の調査、研究・開発等も可能とする。

● 医療機関から第三者（医学研究者）に対し、自院患者データ（検査値等）に全国がん登録DB上の当該患者データ（生存期間など予後情報等）を付加した提供の実現。

参考1 仮名化情報の提供・連結解析可能化

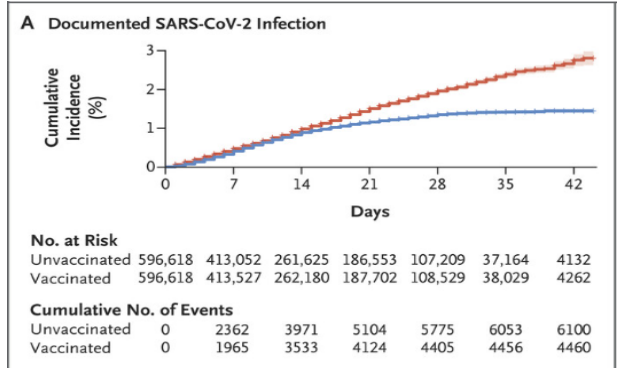
本人同意不要での仮名化情報の利用・提供を可能とすることで、医薬品・ワクチン開発等に重要な、希少疾患・難病等を対象とする分析や長期的な追跡の実施が可能に。

	元データ	匿名化	仮名化
氏名	厚労花子	-	-
被保険者番号	12345...	-	-
住所	〇県×市▲町1-1	〇県×市	〇県×市
年齢（歳）	74歳	70代	74歳
体重（kg）	59.1	56-60	59.1
収縮期血圧（mmHg）	211	201以上	211
病名	すいとうさいぼうしゅう 膵島細胞症 （希少疾患）	その他	すいとうさいぼうしゅう 膵島細胞症 （希少疾患）
⋮	⋮	⋮	⋮

【出典】第1回健康・医療・介護情報利活用検討会医療等情報の二次利用に関するWG（令和5年11月13日開催）資料を基に内閣府規制改革推進室作成

参考2 海外の医療データの活用例

全人口を完全にカバーする医療データインフラを有するイスラエルでは、新型コロナワクチンの初回投与からわずか2か月で120万人規模の接種効果を論文化。政策や医薬品開発の重要な判断根拠に。



【出典】Noa Dagan他「BNT162b2 mRNA Covid-19 Vaccine in a Nationwide Mass Vaccination Setting」(the NEW ENGLAND JOURNAL of MEDICINE,2021)

Ⅲーイ. 政府が調達するクラウドサービスにおけるスタートアップ等の参入促進（セキュリティ評価制度(ISMAP)等の見直し)

政府が調達するクラウドサービスにおけるセキュリティ水準の確保を図り、政府機関等におけるクラウドサービスの円滑な導入を目的とする制度であるISMAP(Information system Security Management and Assessment Program)制度（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）の登録・更新申請の費用が高額（数千万～1億）であることなどから、スタートアップなどがクラウドサービスにおける国・自治体の調達に参入することが困難に。それに伴い、行政もクラウドサービスの選択肢が狭まり、行政サービスの質が低下するおそれ。

⇒ ISMAP登録・更新申請に係る監査項目の削減などを行い、スタートアップ企業等の参入を促進。

現行制度による課題

◆ ISMAP制度

- ISMALPの監査項目が約1,200（※「参考2」参照）あり、監査対応可能法人も5法人に限られることから、コストが高止まり（スタートアップ等の企業にとっては参入が困難）。
- 登録審査を行うISMAP運営委員会について、議事録の詳細が公開されないため、指摘事項が必ずしも明確に把握できず、制度利用に係るノウハウが蓄積されづらい。
- ISMAPよりセキュリティリスクの低いサービスを対象とする「ISMP-LIU」について、ISMAPにはない工程があり、また「ISMP-LIU」のメリットが分かりにくく、新規参入が進まない。

◆ 「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」

- 政府方針において、マルチクラウド構成を否定するような記載により、コストが低廉でパフォーマンスの高いマルチクラウド構成を事業者が提案しづらい（※「参考3」参照）

規制改革の方向性

◆ ISMAP制度の見直し【①、②令和7年度措置】

- 監査項目について、確実なサイバーセキュリティ水準の確保前提に、特に必要な管理基準を明確化するとともに、他の認証制度を取得している場合には、監査項目を削減するなど、監査負担を軽減する方向で、「ISMAP管理基準」等を改定
- ISMAP運営委員会の委員名及び議事録を公開する方向で、「ISMAP運営委員会に関する基本方針」を改定し、ウェブサイト公開

◆ 政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用方針の見直し【令和7年度措置】

- 「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」について、事業者の意見、諸外国の状況、最新技術の動向を参考にしつつ、IaaSやPaaSなどにおいて、複数のクラウドサービスを組み合わせて構築するマルチクラウド構成の使用が可能であることを明記

参考1 ISMAP制度とは

ISMAPは、国際標準等を踏まえて策定した基準に基づき、登録監査機関による監査のプロセスを経て、クラウドサービスを評価・登録します。登録されたクラウドサービスは「ISMAPクラウドサービスリスト」に掲載され、政府機関等は原則としてこのリストからクラウドサービスを調達することとされています。ISMAPは、従来各政府機関等が個別に評価していたクラウドサービスのセキュリティ要件について統一した評価を可能にし、政府機関等のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保と円滑な導入を目的としています。

出典:はじめてのISMAP (IPAポータルサイトより)

参考2 管理基準内訳 ※監査機関による監査は管理基準の1198項目に相当

管理策基準 3桁: 121 4桁: 1077	マネジメント基準 3桁: 21 4桁: 64	ガバナンス基準 4桁: 18
------------------------------	------------------------------	-------------------

出典: 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)の概要より (令和5年11月 NISC・デジタル庁・総務省・経済産業省)

参考3 政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針

3.4 マルチクラウド等について

個々の政府情報システムにおいて、主たる環境として利用するIaaS/PaaSのCSPを複数とするマルチクラウドはコストが増大することが多いため、真に必要性がある場合を除いては避けること。SaaS等を中心に特定機能に特化して他のクラウドを併用することは問題ない。CSPによるベンダーロックインを懸念して、複数のIaaS/PaaSのCSPを積極的に使用する考え方もあるが、「3.3ベンダーロックインについて」のようにデータの移行性が担保され、合理的な価格体系が公開された上で、その導入プロセスも含めて透明性が担保されていればベンダーロックインには該当しない。
いづれにせよ、技術的な合理性と経済的な合理性を持たないマルチクラウドは厳に避ける必要がある。 (以下、略)

出典: 政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針より (令和4年12月28日 デジタル社会推進会議幹事会決定)

ドローンのレベル3.5飛行（山間部や離島など無人地帯において機上カメラの活用等により立入管理措置なしでの目視外飛行。令和5年12月から認められた（航空法の通達改正））について、ドローンによる災害時や平常時の物資輸送力を強化する観点から、一人の操縦者による多数機同時運航を可能とするためガイドライン等の策定を行う。

現行制度による課題

- 物流の2024年問題や生産年齢人口の減少に伴う労働力不足、地域の過疎化、災害時の迅速な物資提供（例：令和6年能登半島地震でも、被災、倒壊建物内部の状況の調査や孤立地域へ物資輸送等を実施）等のため、ドローンのさらなる社会実装が進んでおり、省力化・効率化に資する多数機同時運航を推進していく必要。
- レベル3.5飛行において、多数機同時運航に関する運航規則等が未整備であるため、一部の運送事業者が試験的に実施するにとどまる（欧米や豪州等では商業目的で既に実施している例がある）。



規制改革の方向性

- 現行の法体系の下で多数機同時運航（災害時を含む）を行うための要件（飛行可能な機体数、機体の機能及び性能等）について、新技術の導入状況を加味した検討を行い、ガイドライン等の策定による明確化
【令和6年度措置】
- 高度な自動操縦やシステムでの常時監視を前提とした本格的な多数機同時運航のルール（AIによる人・障害物等の自動検知の推進を含む）の整備等に向けた検討
【令和7年度以降継続的に措置】

参考1：多数機運航を試験的に実施している様子



参考2：AIによる自動検知のイメージ



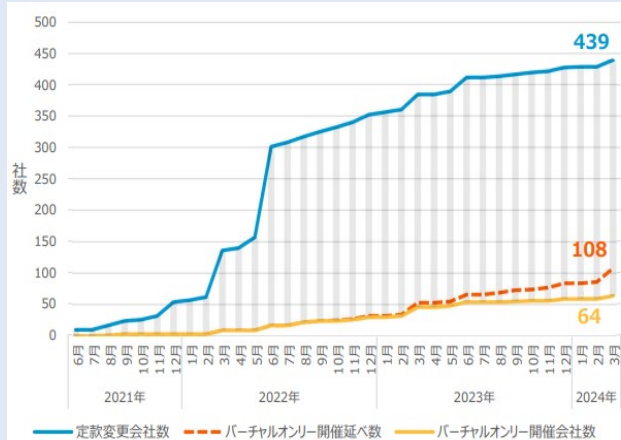
Ⅲ－Ⅰ. バーチャルオンリー株主総会の活用に向けた環境整備

オンラインのみで開催する株主総会（バーチャルオンリー（VO）株主総会）は、地方など遠隔の居住者を含む株主による総会参加を容易にすることもあり、米国では極めて一般的。一方、我が国では、①定款変更（株主総会の特別決議事項）が必要となり、また、②通信障害や株主権の濫用への対応などの懸念を背景に普及が殆ど進んでいないため、法制審議会への諮問を経て、会社法改正を行う。

現行制度による課題

- VO株主総会は、上場会社では実施可能であるが（産業競争力強化法の規定による会社法の特例）、**経産大臣及び法務大臣の確認（最大3か月必要）＋定款への定め（株主の2/3による特別決議）**が必要
- さらに、**通信障害発生時の決議の効力や議事進行を妨害する株主への対応等**に懸念→開催した会社数は64社（上場企業数3,938社）にとどまる（R6.3.31現在）
※米国ではオンラインで開催する株主総会の97%がVO株主総会であり、ダウ平均株価構成銘柄30社中26社がVO株主総会を開催

参考1 VO株主総会開催・定款変更の推移

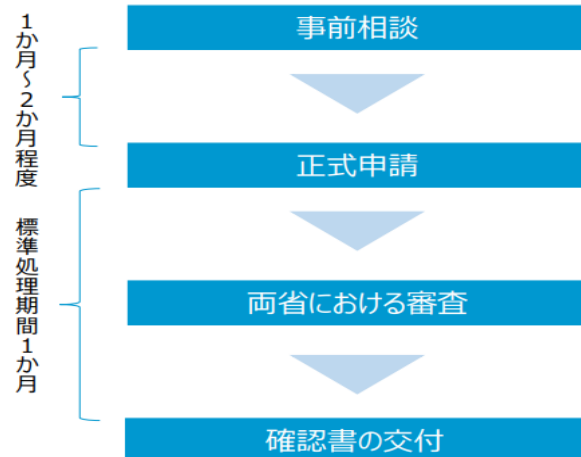


【出典】経済産業省「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会 制度説明資料」

規制改革の方向性

- a 以下の各事項を含む**会社法の改正を検討し、令和6年度中に法制審議会への諮問等を行い、速やかに結論を得て法案を国会に提出。**
- ①経済産業大臣及び法務大臣の**確認並びに定款の定めを不要とする。**
 - ②株式会社の責任によらない**通信障害により株主総会決議の効力が影響を受けない**ようにする。
 - ③株主による**議事進行の妨害を防止するための規定を設ける。**
- b 株式会社が講ずべき通信障害対策、議事進行を妨害する株主に対して議長が執り得る措置などに関する解釈を明確化するため、会社法の改正とあわせ、所要の措置を講ずる。

参考2 経済産業大臣及び法務大臣の確認の流れ



【出典】経済産業省「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会 制度説明資料」
※ 標準処理期間につき、産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令（令和3年法務省・経済産業省令第1号）第2条第7項

Ⅲ-オ. バーチャルオンリー社債権者集会の実現

社債権者の利害に関する事項を決議する社債権者集会の機動的な開催を可能とし、ひいては、信用リスクの高い企業の社債による資金調達を円滑化する観点から、オンラインのみで開催する社債権者集会（バーチャルオンリー（VO）社債権者集会）を実現（会社法改正）

現行制度による課題

- 信用リスクの高い企業が社債発行する場合、発行会社に一定の義務（コバナンツ条項。例えば、事業の廃止などの社債権者の投資判断に重大な影響を及ぼす事象が生じた場合に、発行会社が社債権者に対し報告を行う義務など。）を課し、義務に違反した場合に発行会社に繰上償還などを求める必要がある。義務抵触時における柔軟な対応には社債権者集会の決議が必要。
- 一方で、現行法上では、オンラインのみによる社債権者集会（VO社債権者集会）は実施できず、機動的に社債権者集会を開催できない。

→信用リスクの高い企業が社債を発行しにくく、発行額は米国の10分の1未満、9割以上が信用格付けA格以上。上場企業でも1割強（400～500社）しか発行しておらず、裾野を拡大する余地。
 ※米国では発行額の2割程度がBB格以下の非投資適格の社債。日本ではBBB格の社債でも発行額は2%程度にとどまる。

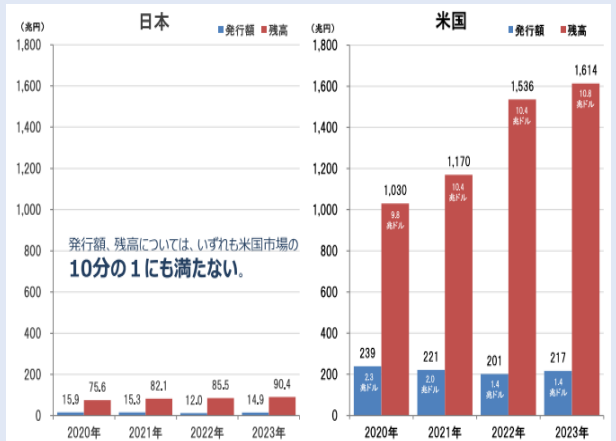


規制改革の方向性

オンラインのみによる社債権者集会が可能となるよう、以下の各事項を含む会社法等の改正を検討し、令和6年度中に法制審議会への諮問等を行い、速やかに結論を得て法案を国会に提出。

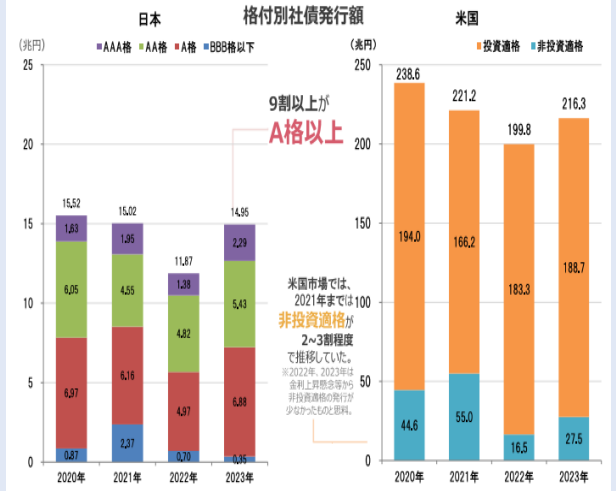
- ① 通信障害により社債権者集会の効力が影響を受けないようにする。
- ② 電磁的方法による証明など簡易・迅速な方法で社債権者の証明を可能とする。
- ③ 会社法改正前に募集された社債についても、改正後の会社法におけるVO社債権者集会の実施要件を満たしたものと扱う。

参考1 日米比較（社債発行額・残高）



【出典】日本証券業協会「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」報告書

参考2 日米比較（格付別発行額）



【出典】日本証券業協会「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」報告書

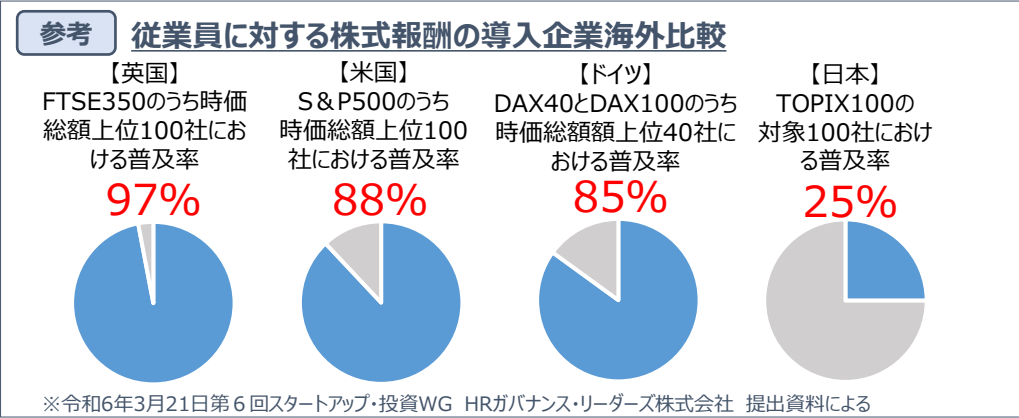
Ⅲ-カ. 従業員等に対する株式報酬の無償交付を可能とする会社法の見直し

株式報酬は、働きがいのインセンティブとなるため我が国企業でも導入ニーズが高まっていることを踏まえ、現行会社法では役員に対してのみ認められている株式の無償交付の対象について、従業員や子会社役職員（従業員等）に対しても可能とする※。その上で、交付の際に株主総会決議は不要とすること（取締役会決議で足りるとすること）、子会社については（完全子会社に限定せず）内外の子会社一般も含めることを検討（会社法改正事項）。

※役員以外にも無償交付を可能とする検討を行うこと自体は本年6月の規制改革実施計画で決定済。

現状と課題

- 株式報酬は、企業にとっては**従業員確保に有用**。米国等の海外人材は株式報酬に馴染みがあることから、特にグローバル展開する企業にとっては海外人材確保の武器にもなる。
- しかし、会社法上、**株式報酬の無償交付は上場会社の取締役又は執行役のみ可能で、従業員等には許されていない**。



その結果

- 国内企業は、従業員等に株式報酬を交付する場合、現物出資構成という**日本独自の複雑な方法**を強いられる。
- このような方法は**海外人材には理解が得にくく**、交付対象が役員か従業員等かによって方法を使い分けざるを得ず**煩雑**。

円滑な株式報酬の発行の支障になっており、企業から改革を求める声

規制改革の方向性

令和6年6月の規制改革実施計画に基づき、以下の各事項を含む**会社法の改正**を検討し、**令和6年度中に法制審議会への諮問等を行い、速やかに結論を得て法案を国会に提出**。

- ① 従業員等への株式の無償交付に当たって、**株主総会決議を不要とする**。
- ② **完全子会社に限定せず、内外の子会社一般の役職員に対しても株式の無償交付を可能とする**。

Ⅲ-キ. 株式対価M&Aの活性化に向けた会社法の見直し

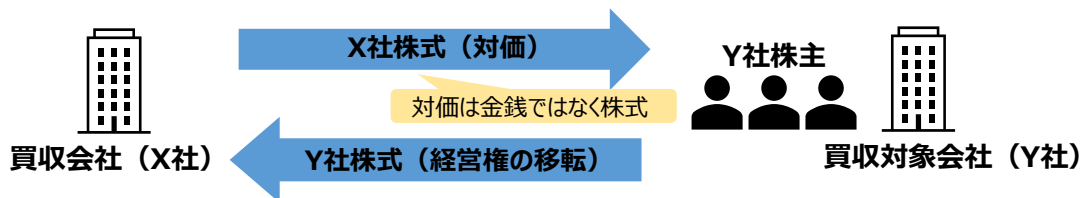
上場スタートアップ等が乏しい手元の現金に依存せず、その成長力を原資として、外国企業等の買収を可能とする株式対価M&A（M&Aにおける対価として現金ではなく株式を利用）について※、その具体的内容として、米国LLC等の持分会社の買収を可能とするとともに、子会社株式の追加取得を可能とする（会社法の改正） ※外国企業等の買収を可能とすることの検討は本年6月の規制改革実施計画で決定済。

現状と課題

- 株式対価M&Aは、買収会社が自社株式を対価にして買収対象会社の株式を取得し、経営支配権を獲得する方法。
- 買収会社は、買収対価を株式にすることで、手元の現金に頼る必要がなくなる。

主なメリット

- スタートアップ等が手元の現金を自社のため（研究開発費等）に確保しつつ、企業買収に挑める可能性。
- 株式の保有を通じて買収会社・買収対象会社の関係がM&A後も継続し、協業シナジーが生まれる可能性。



- しかし、会社法上の株式対価M&Aの一類型である株式交付について、①外国会社を買収する場合には活用できないなど活用範囲が狭い、また、②対価に株式と現金を組み合わせる場合に過剰な手続的負担が課されている点で使い勝手が悪いといった指摘がある。

規制改革の方向性

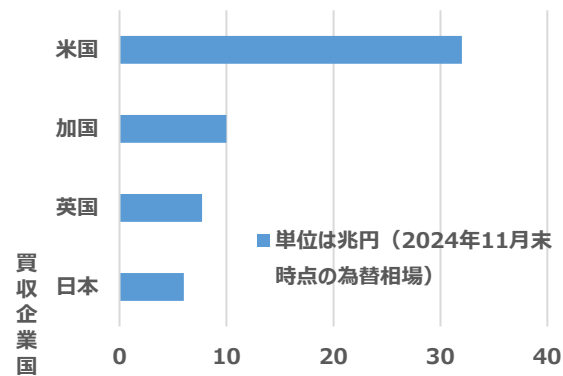
令和6年6月の規制改革実施計画に基づき、以下の内容等の会社法の改正を検討し、令和6年度中に法制審議会への諮問等を行い、速やかに結論を得て法案を国会に提出。

- ①米国のLLCなどの持分会社を含む外国会社の買収可能化
- ②子会社株式の追加取得も株式交付の対象化
- ③株式交付のための買収会社での株主総会決議を不要とする要件の緩和

参考

各国企業の外国会社の買収総額 (2023年)

※ 2024年JETRO世界貿易投資報告を元に事務局作成



Ⅲーク. 賃金のデジタル払いの社会実装促進によるキャッシュレス決済の拡大

賃金のデジタル払い（令和5年度に解禁）は、スポットワーカー等※が即時に賃金を得ることを可能とするとともに、社会全体のキャッシュレス化に大きな影響。一方で、支払の確実性が必要との賃金の特性を踏まえた厳格な規制（事業者破綻時の保証など）を背景に、現実の参入は極めて低調。このため、必要な規制水準を確保しつつ、保証要件や銀行口座との紐付け要件等を見直すことで、多様な事業者の参入を促進。

※銀行口座との紐付け要件を不要とすることで、銀行口座を持ってない一部外国人への即時の賃金支払いも可能となる。

現行制度による課題

■ 資金移動業者の指定要件

- ✓ 指定資金移動業者は、破綻時に利用者の資産を保全するため、①資金決済に関する法律（以下、「資金決済法」）上の保証に加え、②労働基準法施行規則（以下、「労基法施行規則」）上の保証義務が課されており、**保証料を二重に支払っている状況。**

（注）労基法施行規則上の保証は例えば口座上限額100万円の口座が100万口座ある場合、理論上、1兆円が保証対象となる。仮に保証料を0.2%とすると保証料は20億円。

- ✓ 資金移動業者の口座は、労基法施行規則等により、預貯金口座等との紐づけが義務付けられており、**銀行口座を持たない労働者（例：在留6か月未満の外国人）が制度を利用できない。**

■ 指定プロセス

- ✓ 制度開始から2年弱経過した現在も、資金移動業者の指定実績は2社のみ（令和6年12月20日時点）。**審査が長期間にわたり、プロセスも不透明。**

規制改革の方向性

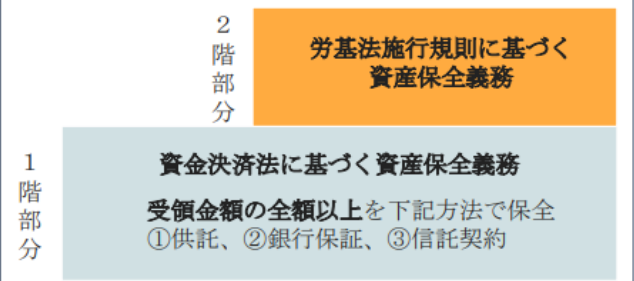
- ① 資金決済法において、資金移動業者の破綻時の資産保全方法のうち保証機関等による労働者への直接返還が可能となる場合、**労基法施行規則に基づく資産保全要件の廃止又は大幅な緩和を行い、二重保証を解消。**
- ② 預貯金口座等との紐づけ要件を見直し、外国人を含め、**銀行口座を持たない労働者でも、賃金デジタル払いの対象とできるようにする。**
- ③ **資金移動業者の指定を速やかに行うため、厚労省は適切な助言等を実施するとともに、審査ポイントと指定プロセスを明確化。**

【①、②令和7年上期検討開始、結論を得次第速やかに措置】

【③令和6年度措置】

参考1

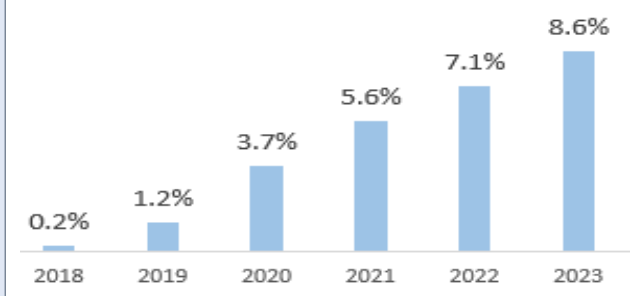
指定資金移動業者の2階建ての資産保全義務



【出典】規制改革推進会議 新経済連盟提出資料より引用

参考2

キャッシュレス決済のうちコード決済割合の推移



【出典】経済産業省HP掲載資料をもとに事務局作成

参考3

キャッシュレス決済比率の国際比較

日本：39.3%、米国：56.4%、英国：64.2%、豪州：75.9%

【出典】経産省、キャッシュレス推進協議会
日本は2023年、米国、英国、豪州は2022年

Ⅲ-ケ. 大容量の水素ガス運搬トレーラの国内導入

水素ガスの大量輸送にかかるコストを低減し、水素社会を早期に実現するため、欧州で既に導入されているMEGC(Multiple Element Gas Container)を積載した水素ガス運搬トレーラを利用可能とする（高圧ガス保安法（容器保安規則）の改正）

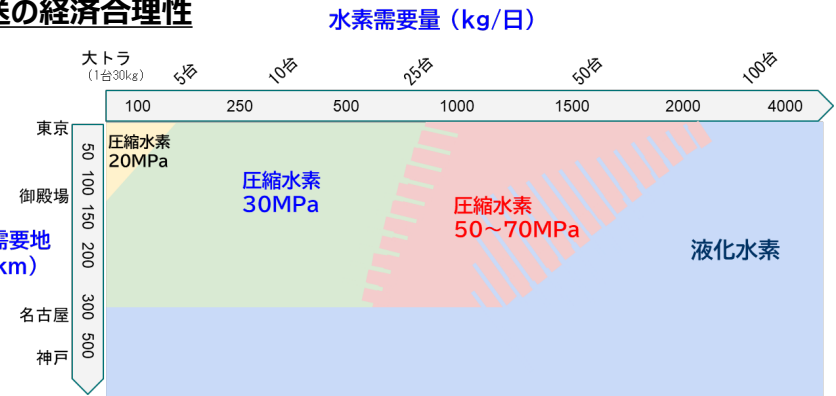
現行制度による課題



- 多数の水素ガス容器をトレーラで運搬する際、我が国では①容器ごとにサイズを問わず、弁が必須である（多数の容器にまとめて1の弁で管理することは不可）。②使用期限・再検査期間が欧州の半分程度（日本：2年2か月、欧州は原則5年）と短く設定されているなど、欧州よりも厳しい規制環境にある。
- 既存の少量のみ(210kg程度)を運搬可能な水素ガス運搬トレーラは、MEGC(850kg程度運搬可能)と比べ、輸送コストが2~3倍ほど大きく、将来的に運転手も不足するため、限られたリソースで最大限に運搬できる環境の整備が求められている。

規制改革の方向性



- 大容量の水素ガスを低コストで運搬可能なトレーラについて、国内での利用を実現するため、事業者による技術的実証を経て制度改正（省令改正）を検討。
- ボンベによるトレーラ輸送に要するコストを1/3~1/2に効率化する効果を見込む。
【事業者による技術的検証を8年度開始】

参考1 水素輸送の経済合理性



	圧力	償却年数	輸送コスト (円/kg) (距離50km, 需要量50kg/日)	輸送コスト (円/kg) (距離100km, 需要量500kg/日)
既存Type1トレーラ 	20MPa	25年	410円/kg (CAPEX:98円/kg, OPEX:312円/kg)	527円/kg (CAPEX:46円/kg, OPEX:481円/kg)
高積載Type4トレーラ 	30MPa	25年	517円/kg (CAPEX:444円/kg, OPEX:73円/kg)	161円/kg (CAPEX:49円/kg, OPEX:112円/kg)

参考2 欧州の水素ガス運搬トレーラとの比較

	国内既存	欧州モデル
車両イメージ		
全容積	15m ³	39.9m ³
圧力	19.6MPa	30MPa
水素積載量	210kg	850kg
輸送コスト (需要量：小※1)	410円/kg	517円/kg
輸送コスト (需要量：大※2)	527円/kg	161円/kg

※1…1日あたり、距離50km、需要量50kgを想定。
 ※2…1日あたり、距離100km、需要量500kgを想定。

(出典)第1回スタートアップ・DX・GXWG(令和6年11月11日)
 日本エア・リキード合同会社説明資料をもとに内閣府作成

- Ⅲーコ. 可搬式水素ガス容器への圧縮水素の充填に係るルール整備
- Ⅲーサ. 造船所岸壁等に設置される船舶用水素スタンドに関する技術基準の策定
- Ⅲーシ. 舢（はしけ）における船舶用水素スタンドに関する技術基準の策定
- Ⅲース. 船舶の燃料用水素ガス容器に関する技術基準の策定
- Ⅲーセ. 船舶の燃料用水素ガス容器の検査

カーボンニュートラルを実現する上で電源の脱炭素化（再エネ・原子力）と電化の推進が求められる中、電化による代替が困難なセクターである船舶※について、化石燃料の代わりにグリーン水素を用いることが有効。一方で、船舶については、各国でも黎明期である中、我が国でも水素の充填や容器に係る技術基準が未整備でかつ、水素自動車用のスタンドでの充填もできないため、商用化の壁となっている。

※運輸部門全体で我が国のCO2排出量の約2割。

現行制度による課題

- ・燃料電池自動車用には、商用の水素スタンド（全国150か所以上）や水素ガス容器の基準（上限温度・上限圧力）が整備済。しかし、船舶は、高压ガス保安法の規制により同じ水素スタンドが原則使えない上、燃料電池自動車用の水素ガス容器を転用する場合であっても基準が厳しい。
- ・岸壁や舢（はしけ）から船舶に水素を直接充填することに特化した技術基準・手続きは不存在。

規制改革の方向性

- ① 船舶に固定した燃料用水素ガス容器に、岸壁や舢（はしけ）から直接充填するための技術基準を策定する。（岸壁は8年度検討着手、舢は8年度措置）
※船舶に固定した燃料用水素ガス容器の定期検査は、船舶安全法に基づく船舶の定期検査に含まれることを明確化。（措置済）
- ② 水素ガス容器の上限温度などの規制について、海上（船舶、40℃）での基準を陸上（自動車等、65℃など）に近づけるための検証・見直しを行う。（7年度措置）
※40℃以下に保つため、船内のタンク上部に散水装置を追加で搭載するなどのコストが増加
- ③ 船舶に直接充填できる設備が少ないことを踏まえ、可搬式水素ガス容器を（船舶に用いる場合も含め）水素スタンドにおいても充填できる条件を明確化。
- ④ 国際的な規格に基づく水素ガス容器を船舶の燃料用に利用しやすくする。（9年度結論）

参考1 水素混焼エンジン搭載船



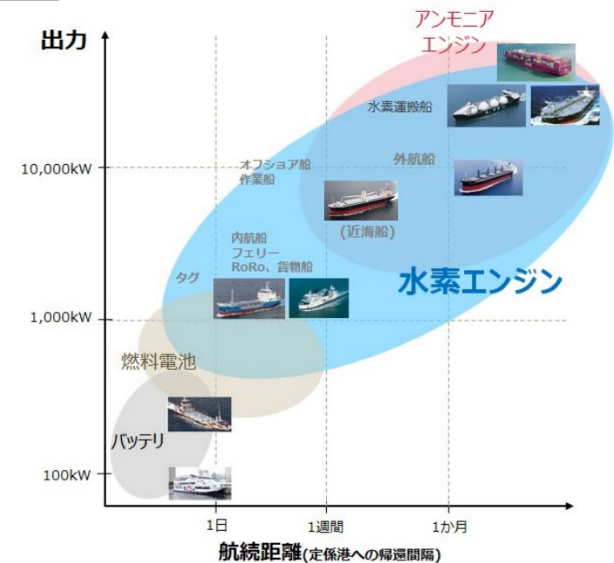
（出典）ツネイシクラフト&ファシリティーズ(株)

参考2 舢から船舶への充填



（出典）ジャパンハイドロ(株)

参考3 出力・航続距離に対する新燃料の適合性イメージ



（出典）第22回 産業構造審議会 グリーンイノベーションプロジェクト部会 産業構造転換分野WG

IV-ア. 災害時等におけるキッチンカーによる迅速なサービスの提供

食品衛生法により、キッチンカー事業者が「営業」を行う場合には、都道府県等ごとに許可を受ける必要。一方で、災害時におけるキッチンカー事業者の炊き出しは、一般には営業とは判断されないため、原則、許可も不要であるが、行政から委託を受けて行う炊き出し等も許可不要に該当するか、キッチンカー事業者等に迷いが生じている結果、多様な適温食が十分に届いていない避難所が存在。
⇒ 営業許可不要のケースを明確化することで、災害時に、キッチンカーが迅速に炊き出しを行える環境を整備する。

現行制度による課題

【災害時】

- キッチンカー事業者等が炊き出し(無償)を行う際、**営業行為に当たらない場合**の見極めが難しい。
(注) 個々の行為が営業と見なされ得るか否かについては、規模、形態、反復継続性等にかんがみ、許可権限を有する都道府県知事等が総合的に判断するとされている。

【(災害時にかかわらない) キッチンカー事業者の課題】

- 異なる都道府県等の調整により、キッチンカー事業者が単一の営業許可によって都道府県等の区域を越える営業が可能となる仕組みはあるが、その**調整の内容(例えば、キッチンカー事業者の違反判明時に各都道府県等が負うべき責任の範囲等)**が不明瞭との指摘がある。
- 都道府県等が定めるキッチンカーの施設基準等に地域的差異がある。

規制改革の方向性

【災害時】

災害時の行政の委託による炊き出し等は食品衛生法上の営業許可が不要であることを明確化する。【令和6年度措置】

【(災害時にかかわらない) キッチンカー事業者による広域営業に向けた環境整備】
都道府県等の間で調整すべき内容(例えば違反判明時の行政処分の取扱い等)を具体的に記載した上で周知することにより、広域営業の実現を望む都道府県等同士が責任の所在等を明確に整理し、円滑に連携できるようにする。【令和7年度措置】

施設基準の地域的差異解消に向け、乖離の具体例を示し、見直しを行えるよう周知する。【令和7年度措置】

参考1 キッチンカーによる温かな炊き出しを求める多くの行列(石川県七尾市)



【出典】農林水産省Webサイト (https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/notes_gaisyoku_sien.html) より引用

参考2 被災地で炊き出しを行った一部団体等の声

災害支援の団体
「炊き出しを持続的に考える上でどこまでが炊き出しとして許容されるか分からない」

キッチンカー事業者
「他団体から支援を受けて炊き出しをしたいものの、どこまで許容されるのか分からない」
【出典】事務局によるアレンジ

参考3 キッチンカーに関する一部自治体の動き

関西広域連合では、構成団体と協議し、「キッチンカーの営業許可基準の共通化の検討を行っている。」
【出典】関西広域連合 第172回関西広域連合委員会(令和6年11月21日) 資料4

国土の1/4超※1に上る「所有者不明土地」を農地や工場建設などへ有効活用するため、所有者を迅速に明らかにする仕組みを創設し、所有者不明建物への拡張も検討。併せて、災害時の迅速な対応や平常時の取引の障害となる大量の未登記建物※2について実態調査の上、固定資産課税台帳等を利用した職権登記等を検討。※1 筆数ベース。面積では九州本島を上回る。※2 表題登記すらされていない建物

現状

○土地を活用する際の所有者の調査に数ヶ月以上の長期を要する（数年の事例も）。

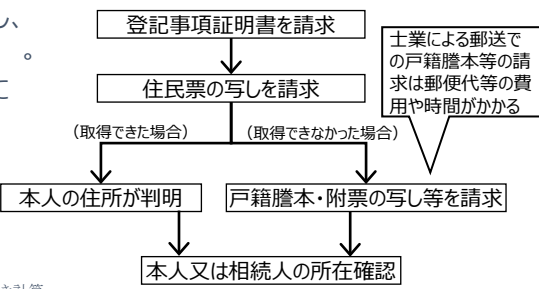
《例》

- ・堤防を建設しようとした際に所有者が1,000名超となり数年を要した（福島県）。
- ・東日本大震災の復興において、地方公共団体の依頼で事業用地取得のため、土業10名で半年以上かけ探索し、200筆の土地に相続人が約50名見つかった（宮城県）。
- ・農業法人の農地等取得に際して、相続人の所在不明により3年経過後も取得できていない（福島県）。



青森県五戸町（平成27年）

土業による所有者探索フロー一例



【出典】第2回地域産業活性化WG資料をもとに作成

○未登記建物は、昭和35年に登記義務化されている※1にもかかわらず、約1千万件存在すると見込まれ※2、災害時の解体・撤去※3や平時の活用に支障が出ている。

※1 不動産登記法第47条（建物の表題登記の申請）
 ※2 「平成30年住宅・土地統計調査」や「市区町村別登記数（平成31年3月末時点）」に基づき計算
 ※3 東日本大震災時、未登記建物の共有者が100名いる場合もあり、探索・同意には最大で2年かかった。

改革の方向性

○補助金等を受けて実施する事業など公益性がある事業について、法務局が所有者探索を実施（無償。通常1週間程度）。建物についても対象拡大を検討※。

- ①補助金等にて民間事業者が実施する事業（半導体の工場や都市施設（医療・社会福祉施設、教育文化施設等）の建設等）
- ②公益社団や特定非営利活動法人等が実施する公益事業
- ③耕作放棄地活用、農林水産業のための事業、農地集約等農業の生産性向上に資する事業
 ※長期相続登記等未了土地解消事業（現在は公共事業等に限定。所有者不明土地特措法第44条）を抜本的に見直し。

【令和6年度措置】

○純粋な民間事業であっても、土業※1が戸籍証明書等をオンラインで請求できる仕組みを創設（所有者不明建物も含む）※2。

※1 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、弁理士、社会保険労務士、税理士、海事代理士
 ※2 本人等（配偶者、直系尊属、直系卑属も可）については現在、広域交付制度（本籍地以外の市区町村の窓口で戸籍証明書等を請求可能）があるが、土業は対象外であるため、相続人等の本籍地に個別に郵便で照会する現状。

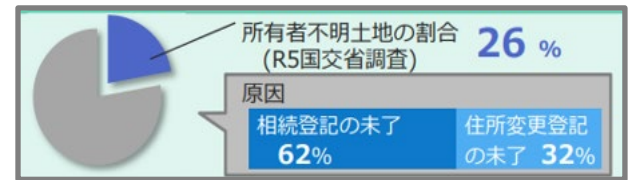
【令和7年度結論、結論を得次第速やかに措置】

○未登記建物について固定資産課税台帳等を利用した実態調査を行い、職権登記を検討。

【令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

参考1 所有者不明土地※の割合

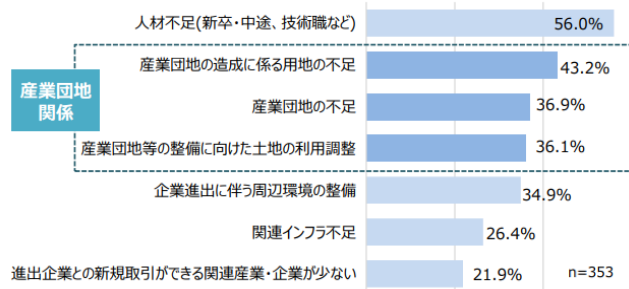
※ 登記簿上で所有者の所在が確認できない土地。なお、探索の結果、最終的に所有者が不明な土地は1%未満との指摘。



【出典】R5年度地籍調査

参考2 企業誘致における用地不足に関する課題

企業誘致に関する地域の課題（複数回答）



- 投資の受け皿となる**産業団地・用地が各地で不足。**
- **工場建て替えや増設に対応できる用地が不足。** 製造業は既存工場の稼働と並行して新工場を建てる 경우가多く、近隣に適地がないと、工場移転等につながる可能性有。（長野県）
- 地域企業が**用地不足で撤退。**（新潟県）

離島・山間地から都市部まで多様な地域の現場において、患者本位の立場から、オンライン診療専用車両等（以下、「診療車両等」という。）の実施場所・回数などの制約のない利用を実現。

現状制度による課題

○オンライン診療は、医療法自体に規定されておらず、通知で運用を拡大してきたが、解釈運用に限界あり。

- ▶ 診療車両等を既存の「巡回診療」解釈で運用するも、実施回数や場所に制限、報告等の負担大。
- ▶ 診療車両等を「診療所」として運用するのは、診療時間帯や住所が柔軟に変更できず、困難。住所、構造要件など診療所開設許可申請項目が過剰。

○オンライン診療指針上、D to P with N（オンライン診療における看護師等による診療の補助行為）は可能とされるも、診療報酬上の評価が不明確。

- ▶ 診療車両等の看護師が点滴等をしたくても算定されないため、実質的には困難。

規制改革の方向性

●診療車両等について、場所・回数等の制約なく、利用可能であることを明確化（「特定オンライン診療受診施設」※の合理的要件を法令で明確化）

※医療法改正により今後創設（法案提出予定） 【令和6年度検討開始等】

- ・必要最低限の設置要件（プライバシー保護、衛生管理等）
- ・設置届出における申請項目・様式・書類等の標準化
- ・D to P with Nの実施可否・内容 等

※「オンライン診療のための医師非常駐の診療所」についても、面積基準不要の明確化、開設の届出様式・必要書類の標準化

●D to P with N時の診療報酬上の評価の明確化・見直し

【令和7年度検討・結論・措置】

- ・点滴、注射、血液検査、尿検査等の診療の補助行為 等

●各制度運用の取組事例等を公表

【令和7年度～9年度措置】

- ・具体的な場所の類型ごとの適した活用事例
- ：診療所、自宅、職場、介護事業所、学校、オンライン診療専用車両、公民館、郵便局、交通施設（駅構内を含む。）等

参考1 オンライン診療を活用した取組（市町村・医療機関）

診療車両

- ▶ 院内の医師が看護師が乗る車両内の患者に、オンライン診療を実施。離島・山間地など20地域以上で展開。
- ▶ 巡回診療とする場合、実施回数・場所の制限（週1回等）や、都道府県への事前の実施計画提出が必要。



▲医療機器を搭載した専用車両（出典）長崎県五島市ホームページ

ブース

- ▶ 駅ホーム内の限られたスペースの診療所内にオンライン診療専用ブースを設置。
- ▶ オンライン診療専用ブースを単独で設置する場合の、構造設備基準等が不明確。



▶ 駅ホーム上のクリニック（JR西国分寺駅）

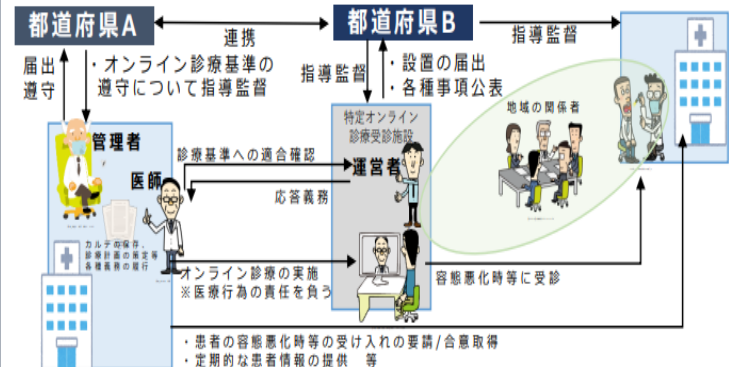
（出典）第4回健康・医療・介護WG（令和6年12月4日開催）資料1-4より事務局作成

オンライン専用ブース

- 診療科目
- 皮膚科、耳鼻科、婦人科など

参考2 特定オンライン診療受診施設

厚生労働省は社会保障審議会医療部会において、新たな枠組みを提示。



（出典）第111回社会保障審議会医療部会（令和6年10月30日開催）資料2

ドローンのレベル3.5飛行（山間部や離島など無人地帯において機上カメラの活用等により立入管理措置なしでの目視外飛行。令和5年12月から認められた（航空法の通達改正））について、ドローンによる災害時や平常時の物資輸送力を強化する観点から、一人の操縦者による多数機同時運航を可能とするためガイドライン等の策定を行う。

現行制度による課題

- 物流の2024年問題や生産年齢人口の減少に伴う労働力不足、地域の過疎化、災害時の迅速な物資提供（例：令和6年能登半島地震でも、被災、倒壊建物内部の状況の調査や孤立地域へ物資輸送等を実施）等のため、ドローンのさらなる社会実装が進んでおり、省力化・効率化に資する多数機同時運航を推進していく必要。
- レベル3.5飛行において、多数機同時運航に関する運航規則等が未整備であるため、一部の運送事業者が試験的に実施するにとどまる（欧米や豪州等では商業目的で既に実施している例がある）。



規制改革の方向性

- 現行の法体系の下で多数機同時運航（災害時を含む）を行うための要件（飛行可能な機体数、機体の機能及び性能等）について、新技術の導入状況を加味した検討を行い、ガイドライン等の策定による明確化
【令和6年度措置】
- 高度な自動操縦やシステムでの常時監視を前提とした本格的な多数機同時運航のルール（AIによる人・障害物等の自動検知の推進を含む）の整備等に向けた検討
【令和7年度以降継続的に措置】

参考1：多数機運航を試験的に実施している様子



参考2：AIによる自動検知のイメージ



参考1及び2の出版：株式会社エアロネクスト / 株式会社NEXT DELIVERY